

令和2年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月14日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月14日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	戸 谷 裕 治	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一		
不 応 招 議 員	14番	高 阪 康 彦		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼健康推進課長	佐藤 正浩
		保険医療課長	不破 生美	介護支援課長	後藤 雅幸
		住民課長	飯田 和泉		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	まちづく推進課長	福谷 光芳
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	山田 靖		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	山 岸 美登利	コロナ禍における避難所運営のあり方について……………	34
2	飯 田 雅 広	海部南部権利擁護センターと担当課について……………	44
3	戸 谷 裕 治	行政は持続可能な組織作りをせよ！！……………	56
4	板 倉 浩 幸	第8期の介護保険事業計画について……………	66
5	黒 川 勝 好	平成の置き忘れ……………	78
6	伊 藤 俊 一	新型コロナ禍に於ける防災対策を問う……………	93
7	中 村 英 子	来年度予算について……………	106

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会におきましても、会議に出席いただいております皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。発言される際には、マスクもしくはフェースシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言願います。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議会広報編集委員長から広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩時に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員のタブレットに、定例会初日の全員協議会で、黒川勝好君と飯田雅広君から請求のありました資料の配付をいたしておりますので、お願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

本日、高阪康彦君から欠席の届けが出されております。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 山岸美登利さんの質問「コロナ禍における避難所運営のあり方について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

おはようございます。

1番 公明党 山岸美登利です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「コロナ禍における避難所運営のあり方について」質問をさせていただきます。

近年、大規模地震や大規模水害など想定を超える自然災害が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっています。

6月定例会でも、今後の防災危機管理対策として、避難所運営、分散避難、自主避難への備え、備蓄拡充など、コロナ禍における様々な取り組みについて質問をいたしました。発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。

また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について具体的に質問させていただきます。

初めに、可能な限り多くの避難所の開設と避難所生活について伺います。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底がなされていると思いますが、町内施設等の活用など、避難所開設についてどのような運営をお考えかお尋ねいたします。

指定避難所以外で分散避難できる施設などの確保を含めて、どのような避難者を受け入れることがよいのでしょうか。例えば高齢者や基礎疾患のある方、障害者、妊産婦などの災害弱者らを優先的に避難させるなど検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があります。見解をお伺いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

分散避難と避難の優先順位についてお答えをいたします。

町内には指定避難所以外で分散避難できる宿泊施設はございませんが、町または町内会等が協定を締結している民間施設において避難所として使用可能な施設が13施設、その他、地域の避難に適した公民館、また、自宅、事業所等、ご近所同士で避難を容認している施設等があります。これらの施設は2階建て以上であり、耐震等も問題ないと認識をしております。

避難所運営につきましては、蟹江町避難所運営マニュアルに基づき、町内会長をはじめとした町内会役員の方々を中心に避難所運営委員会を立ち上げ、運営していただくこととなっております。4年前から、小学校区を単位として避難所運営訓練を実施していただいております。また、町内会ごとにも訓練、学習会を実施していただいております。

避難の優先順位につきましては、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令をもって、支援が必要な方、避難に時間のかかる方の優先的な避難を考えております。また、指定避難所のうち、保育所5カ所、児童館2カ所の計7カ所を乳幼児優先避難所としており、乳幼児とその保護者、状況によりましては妊産婦を優先的に受け入れることとしております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいま、指定避難所以外の施設等確保と災害弱者ら優先避難、受け入れ態勢のご答弁をいただきました。

避難所は、災害発生時に被災者などが一時的に避難生活をする施設です。一定以上の規模の地震や水害、土砂災害などが発生した際、それぞれの自治体が避難所を立ち上げますが、設置期間は原則として最大1週間、状況に応じて1日で閉じること、延長されることもあります。

現実にコロナ禍での対応に迫られた熊本県美里町は、本年5月、局地的大雨に見舞われ、高齢者や障害者ら避難に時間を要する人向けに避難を呼びかけるなどし、町内に4カ所、避難所を開設。その際、入り口での検温や健康状態の確認をする問診票、また、37度5分以上の発熱がある人は別室に誘導するなどの準備をし、その間に間仕切りの準備を進める中、他の住民には車中泊の検討も呼びかけながら対応。今回は、感染への懸念が影響したのか避難者がなかったそうですが、大規模災害で人が殺到した場合の検温や問診など、人的確保と支援の役割分担が課題とされました。

また、昨年、台風15号、19号で甚大な被害が出た千葉県南房総市では、コミュニティセンター等7カ所の避難所を開設。同じく、避難する住民が増えた場合や、避難した後で避難所に発熱やせきなどの症状が出た人の専用スペースに使えるよう、小中学校の空き教室の確保も事前に調整。早々に避難所マニュアルにコロナ予防への対応を追加し、学校の避難所について、まず、一つの教室では避難者10人以上の滞在を不可とし、体育館を開放する際も1人当たり3平方メートルのスペースを取り、隣の家族との距離は2メートル確保するなど、避難者同士が対面にならないよう配慮することに苦慮され、昨年の台風時は最大300人の受け入れが可能でしたが、今回のコロナ対応では、その半分以下の100人から150人が限界とし、分散避難への周知を促したと新聞に掲載がありました。

いずれも、コロナ感染症を防止するための避難所運営は、実際に避難所開設を行い対応したからこそ、多くの見直すべき点、改善点と新たな課題が見えてきたのではないのでしょうか。コロナ禍の避難に住民の不安が高まる中、安心して避難所利用ができるように、本町においても早期に細かに検証し確認すべきと考えます。

そこで、これまでの災害時に開設された避難所とその実態、何人の人員配置で運営されたのかなどと、コロナ禍での避難所対応はより多くの人員確保が必要と考えますが、どのような対応をされるのかお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所運営の実態と人的支援についてお答えをいたします。

蟹江町における避難勧告等の発令実績につきましては、平成25年9月4日、大雨警報及び

洪水警報が発表される中、19時40分から21時35分にかけて、蟹江川の水位上昇により避難準備情報が発令され、中央公民館、産業文化会館及び図書館の自主避難所3カ所に加えて、小中学校7カ所の計10カ所の避難所が開設されました。避難者数は、中央公民館に2世帯3名でありました。

当町から避難者への配置人員につきましては、各避難者に2名の配置で、問題なく運営をされております。感染症対策下での必要人員としましては、受付前の検温、聞き取り調査1名、誘導1名、受付1名、体調不良者区画、濃厚接触者区画及び健常者区画に各1名の計6名が必要と考えております。町内会役員をはじめとした避難者の方にもご協力をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

多くの方々の力強い協力が必要になります。柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

次に、避難指示が出た災害発生直後は、責任者である行政職員が速やかに避難所を開設し、避難者の受け入れ態勢等を整備しなければいけません。しかし、実際にその事態になったとき、どれだけ避難訓練を行っていても動揺や混乱、人員不足が想定されますので、町内会の役員や地域の皆様の協力が必要になります。

そのような初動期に最小限必要な情報、行動手順や資器材、文房具やガムテープ、各種掲示物等をすぐに取り出し避難所開設の準備に取りかけられるよう、誰もが分かるようにセットした避難所開設キットを本町の各避難所に配置すべきと考えます。このキットは既に多くの自治体で取り扱われています。

加えてもう一つは、手間や費用を抑えながら高い効果を上げられる手法とした行動経済学、ナッジ、そつと後押しするの意味ですが、の活用が注目されており、自治体の導入事例が広がっています。

新型コロナウイルス感染予防には、3密回避やマスクの着用、手洗いの徹底など、一人ひとりの行動変容が基本です。人間の行動は、必ずしも合理的ではなく、直感や無意識に左右される部分が少なくありません。個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫などを手助けすることにより、人々によりよい行動へと自発的に促すことができ、この新たな生活様式を多くの人に無理なく習慣化してもらうためにナッジは有効的と考えます。

例えば人は矢印が目に入ると自然に追いかけてしまう、無意識のうちに行動を誘導されるという、こうした習慣を手指消毒の徹底にナッジを活用した住民への協力依頼や感謝を伝えるなど、感染リスクを可視化することで注意喚起を促し、励行につなげていく、感染症対策の効果を高めるという取り組みです。既にスーパーやATMなどでは、順番を待つときなどに見かけられますが、人との距離を取るため足のマークなど間隔を空けて張られていたり、病院でも、入り口に設置した消毒液に気がつくよう床に矢印でテープが張りつけてあり、そ

のまま院内に入ると、サーマルカメラの検温までスムーズな流れでご協力いただけるようになっていきます。

コロナ感染拡大、第3波到来の中、いま一度感染への危機感を共有するために、本庁舎内の活用も予防対策の一つではないかと思えます。

他にナッジは、がん検診などの受診率向上につなげるための活用や、国勢調査で協力を呼びかけたりインターネット回答に誘導するためのチラシを作成するなど、活用事例は様々な中、防災に応用している自治体もあります。避難の呼びかけに活用してもらうリーフレットを配付するなど、住民の避難行動へつなげるため効果的としています。

そこで、災害発生時の混乱の中でマニュアルを見ても開設がスムーズにできなかったなどの課題がある中、開設準備から運営までを住民避難者自らが自主的に行動を起こし整備ができる、また、防災力向上にもつながるとされる避難所開設キットの導入について、また、避難所運営や避難所生活において誰もが自発的に行動しやすくなるようなポジティブな工夫で、感染症防止対策含めて多くの人に無理なく習慣化し、効果を高めることができるナッジの活用について見解をお伺いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所開設キット、ナッジについてお答えをいたします。

避難所開設キットにつきましては、当初、各指定避難所に配置してあります蟹江町避難所運営マニュアルがその用途の代わりになるものと考えておりますが、避難所開設キットのように、ボールペン、マジック、ガムテープ等々の文房具等はセットにはなっておりません。参考に配置をしていきたいと考えます。

また、ナッジの活用につきましては、様々なシーンにおいてその効果をお聞きしております。避難所での消毒等の声かけ、矢印テープなど、今後、機会を捉えて活用できますよう配慮をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

前向きなご答弁、ありがとうございます。

開設キットは、今ある備蓄品、マニュアルや消毒液、マスク、ゴミ袋、文具、掲示物をクリアボックスなどにまとめておくと便利です。費用はかかりません。段ボールにセットしている自治体もあります。ナッジの活用とともにぜひご準備いただければと思います。

次に、分散避難の定着について伺います。

避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があります。災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと考えます。

また、コロナ感染回避のため、在宅避難される方々や車中泊、テント泊をする人も増える
と予想されますが、どこに避難されているのか把握していくことも、運営改善とともに重要
になってまいります。

その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応するのか検討が必
要です。避難者らの避難場所の掌握や物資の仕分けをし、誰が届けるのかなど、どのよう
な取り組みをお考えでしょうか、お示ください。

○安心安全課長 高塚克己君

分散避難者への対応等につきましてお答えをいたします。

蟹江町避難所運営マニュアルでは、在宅避難、車中泊等の方々も、名簿及び避難所利用者
登録票を作成、提出し、避難所運営にも参加をしていただくこととなっております。支援物
資等も平等に配付されるよう留意をされます。この名簿及び避難所利用者登録票に基づき、
食料等の支援物資を届けることとなります。

支援物資等の集積、配達につきましては、複数の企業と人的支援、集積場所の提供等を含
めた協定を締結させていただいております。企業からの支援員、他自治体からの支援職員、
ボランティア及び当町の職員により実施をする予定であります。避難所における物資の要望
のまとめ、配付された物資の分配は、避難所運営委員会の食料・物資班が担当することとな
っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。分散避難先、避難者数は名簿に記入していただき掌握する、協定
締結という流れということで理解いたしました。

次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営、備蓄強化と環境整備に
ついてお伺いをいたします。

東日本大震災の発災当時は、避難所に着替えや授乳スペースがなく、避難所トイレが男女
共同の上、プライバシー確保のための場もなく、さらに性暴力の問題などが発生し、劣悪な
環境であったことを報道等で詳しく知り、衝撃でした。

後に党として女性防災会議を設置し、防災や災害対策の意思決定の場に女性の参画が少な
いことが大きな原因だったことに触れ、全国の自治体の防災会議で3割の女性参画率アップ
の取り組みを続け、政府が5月に策定した男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライ
ンには、3割の女性参画を目指し集めた声が反映され、改善に向かっていきます。

その結果、都道府県防災会議に占める女性の割合は、10年前の4.1%から昨年2019年4月
現在で16%に増え、女性委員がない都道府県はゼロになりました。しかし、政府目標の
30%に届いておらず、市町村では2019年8.7%といまだ少ないのが現状です。本町の現状と
見解をお伺いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、女性の登用についてお答えをいたします。

防災に関する女性の参加につきましては、避難所運営訓練等々におきまして、委員長が男性であれば副委員長は女性、各委員についても、最低3分の1、できれば2分の1は女性に就いていただくこととなっております。女性の視点を生かした避難所の運営、備蓄及び環境整備について、訓練も含めて女性の参画を図っていきたいと考えております。また、女性用の備蓄品につきましても検討したいと思っております。

当町の防災会議委員につきましては15名中2名が女性となっております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。災害対策、避難所運営において、細かなところまで目が行き届く女性の視点として、日頃から保健師さん、看護師さん、保育士さんなど、避難生活を支える専門職の方々との連携とともに、生活に密着した様々な提案や声を生かしていただきますようよろしくお願いいたします。

2016年の熊本地震の避難所運営では、女性の職員や保健師が配置され、着替えスペースの確保や女性の下着などを干す場も仕切られており、女性の声が避難所に反映されましたが、昨年の台風19号の被災地では、授乳できるスペースがなかったり生理用品が不足するなどの事態が起き、地域によって徹底できていない実態が浮き彫りになりました。

ただでさえ厳しい環境の避難所にあっては、衛生用品やアレルギー対応食、洋式トイレなどの備蓄拡充とともに、平時から、女性はもちろん子供や高齢者にまで配慮したきめ細かい備えをすることは大変重要です。いざ災害が起きたときにはその影響やニーズが男女で違います。また、障害の有無や要介護者などの配慮を事前に認識して態勢を整え、妊婦や乳幼児に必要なもの、トイレの設置場所や要介護者への対応からその後の対応まで、女性の視点で反映される役割は重要です。

同時に、避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するとともに、感染対策用備蓄物資の充実、マスクや消毒液、非接触型体温計、ビニール手袋、フェースシールド等に加え、オーラルケア用品、特に水を必要としない液体歯磨きの備蓄、空気清浄機、大型発電機の設置等の拡充を図ることも大切だと考えます。

そこで、発電機について伺います。

特に、近年では豪雨や地震などの災害で停電が長期化する事態が頻発しており、災害など停電時に備えるため、在宅患者で人工呼吸器をはじめ、たん吸引器や体温調節のためのエアコンマットなど、電源が必要な医療機器のケアを常に使用する方は、いつ起こるか分からない災害に常に不安を抱えておられます。自然災害による長期停電に備えるため、自助強化と

ともに、個人で非常用電源を購入される方も増えています。

在宅避難者が増加すると予想される中、非常用電源の購入費を補助する自治体が増えていますが、本町のお考えをお尋ねいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

発電機等の購入の補助についてお答えをいたします。

発電機購入につきましては、個人への補助制度は現在ございません。しかしながら、自主防災会に対しまして、発電機等資器材購入費の2分の1、1年で最大20万円までの補助制度がございます。個人への補助につきましては今後検討をしていく考えであります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

次に、災害の状況によって発熱、せき等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応について伺います。

避難所における良好な生活環境を確保するために、避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方についてもまとめておく必要があります。コロナ禍により避難所マニュアルの改正、見直しをされたかと思いますが、例えば感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専門スペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要と考えます。こうした課題にどう取り組まれるのか見解をお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

感染の可能性のある避難者等についてお答えをいたします。

蟹江町では、「愛知県避難所運営マニュアル 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を準用し、各避難所での対応の基準を定めております。受付前の検温、質問による体調不良者、濃厚接触者の選別、問診票の記入により体調不良者、濃厚接触者、健常者に区分し、それぞれの区画に誘導をします。

また、体調不良者、感染症を発症した可能性のある避難者には医療機関への受診を勧め、担当課経由で保健所に対応を確認するとともに専用区画が割り当てられ、トイレ等も別にすることとなります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

災害時協定として、本年9月、愛西市が、有事のトイレカー、着替えスペース、授乳設備を整えたマルチルームカーを優先的に借りられる協定を締結されました。避難所生活においては、特に衛生面やプライバシー保護の問題が起きがちです。良好な生活環境を確保するため、また、感染症対策への配慮としても有効と考えます。今後ご検討をしていただければと

思います。

次に、高齢者施設の避難確保と災害対策強化についてお伺いします。

近年の台風や集中豪雨によって、高齢者施設が浸水や土砂崩れなどの被害に遭うケースが相次いでいます。今年7月には、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園の入所者14人が河川の氾濫により犠牲になりました。この施設は、法改正で義務づけられた避難確保計画は策定されており、避難訓練も年2回実施しておりましたが、報道でもありましたように、実際には避難行動を取れず、垂直避難の遅れにより事故を防ぐことができず悲しい事態になってしまいました。

高齢者施設をめぐるっては、水害などで惨事が起こるたびに課題を改善し、対策強化がなされてきたと思いますが、それでも被害が後を絶ちません。本町の高齢者施設等についての災害対策など、具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか。また、高齢者や障害者の避難支援のため、義務化となりました避難確保計画の策定についてもお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

高齢者施設の避難確保等についてお答えをいたします。

避難確保計画は、平成29年の水防法の改正により、要配慮者施設に洪水に対する避難確保計画の作成及び避難訓練が義務づけられ、令和元年度に蟹江町が津波災害警戒区域に指定されたことに伴い、津波防災地域づくり法に基づく津波に対する避難確保計画の作成及び避難訓練が併せて義務づけられました。

地域防災計画に記載された要配慮者施設が対象とされ、蟹江町では31の施設が該当をしております。このうち26の施設では、今年、洪水、津波に対する避難訓練は実施をされております。

今後も、要配慮者施設に対しまして積極的に作成義務化の周知と助言等を行っていく考えであります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

もう一つ、通告書にありませんが、災害弱者と呼ばれるおひとり暮らしの高齢者、要介護者、障害者等が災害時にどのように避難行動を取ればよいのかについて、一人一人の状況に合わせて作成する個別支援計画の策定についてもお聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

個別支援計画についてご質問いただきました。

私ども、毎年、嘱託員会議におきまして、災害時避難行動要支援者登録制度のご説明をさせていただいております。その場で名簿の更新をお願いしておるところでございます。それをその年度の要支援者名簿といたしまして、嘱託員の皆様、民生委員・児童委員の皆様

報提供をさせていただいておるところでございます。もちろん、この名簿の目的は災害弱者と呼ばれる要支援者の生命を守るところでございますので、お一人お一人の状況に合わせた個別支援計画につきましては、次のステップとしてぜひ取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいま部長よりご答弁いただきましたこの支援計画策定については努力義務になりました。要支援者の生命を災害から守ることにあり、避難を円滑、また迅速に行うための支援、また、安否確認にも活用されます。積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

この千寿園の施設の場合、避難誘導については12人の職員を配置する計画でしたが、実際は職員を参集させることができず、2階に上がるにもエレベーターがなかったため、数人で車椅子ごと入所者を抱えて階段を上がらざるを得ず、地域住民の協力があっても避難に時間を要し遅れた原因になったこと、また、高齢者施設は女性が多い職場であり夜勤に女性中心で高齢者らを避難させる場合の難しさなどを挙げて、施設と行政、地域住民の協力と、災害時の防災情報などを共有できる関係性を常日頃から構築しておくことはとても重要だとの課題が示されました。

そのような中、2016年の台風10号で高齢者グループホームが浸水し、9人が死亡した岩手県岩泉町では、行政が行動を起こす前に施設の職員自らが情報を得て避難の判断ができるよう、防災リーダーの養成強化とともに、この教訓を踏まえ、防災士200人を養成されたそうです。

最後になりますが、本町においても災害時に備えるため様々な準備が必要です。コロナ禍により本年度は防災リーダー養成講座等開催がありませんでしたが、今後の予定をお聞かせください。併せて、本年、コロナ禍の中ですが、防災訓練もしくはコロナ対応としての避難所開設シミュレーション等は行われましたか、お尋ねいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

初めに、防災リーダー講習についてお答えをいたします。

平成21年度から、海部地方防災リーダー養成講座を海部地域合同で開催しております。当町では62名の方が受講をされております。今年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、過去、多くの参加をいただいております。また、自助・共助について考え、自分の身は自分で守るという意識向上につながるものでありますので、来年度以降も継続をしていく考えであります。

また、コロナ禍をシミュレーションした防災訓練についてお答えをいたしますが、今年度は、感染症の影響により町の総合防災訓練は中止となりました。町内会ごとの防災訓練も実施できない状況でありましたが、今月1日に須西小学校PTAがウェブ配信を主とした避難

所運営に関する学習会を実施されました。8月には、当町の職員40名でコロナ禍での避難所の受け入れ、誘導講習と、段ボールベッド、間仕切り等の組み立てを実施いたしました。

今後も、機会を捉えまして町内会等に訓練を実施していく考えであります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

コロナ禍における避難所運営や、これまでに発生した災害を教訓とした避難行動の在り方等をお聞きしてまいりました。感染拡大防止強化とともに、災害時に特に高齢者らなど社会的弱者が甚大な被害に遭うことのないよう、誰一人取り残さない蟹江町にするための実効性ある取り組みの強化をお願い申し上げ、一般質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、安心安全課長の退席と、保険医療課長、住民課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時39分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時41分)

○議長 安藤洋一君

質問2番 飯田雅広君の「海部南部権利擁護センターと担当課について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「海部南部権利擁護センターと担当課について」一般質問を行います。12月4日の全員協議会の内容と一部重複する箇所があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

民法第3条の2は次のような条文になります。「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」つまり、人が法律行為を行うには意思能力という判断能力が必要とされており、この能力を有しない人の行為は無効とされます。そのため、認知症などにより適切な判断能力を喪失してしまった人や、知的障害、精神障害などによって適正な判断ができない人については、有効な法律行為ができないことになってしまいます。

この法律行為というと大げさに聞こえるかもしれませんが、ふだんの買い物や病院等で診

察を受けたりする日常的な行為も、それぞれ、売買契約や診療契約といった種類の法律行為になります。つまり、自分では日常的な行為でさえも法律行為という意味ではできなくなることになります。実際に親が認知症になったり兄弟に知的障害があった場合は、何かしらの補助が必要になります。

また、身内の人が亡くなって相続が開始された場合に、相続財産について遺産分割を行ったり相続した財産を処分したりする場合にも、適切な判断能力が必要とされるため、本人が行えないことになってしまいます。

そして、法律行為が行えないことで、不便、不都合があるだけではありません。判断能力がないことを利用され、財産を奪われる、あるいは着服されるといった被害が生じる危険性もあります。

このように適切な判断能力を欠くに至った人については、本人に代わって法律行為等を行ってくれる人を選任し、本人が適切に法律行為などの効果を受けられるようにするとともに、財産を適切に管理して被害を受けないように保護する制度が必要です。この制度が成年後見制度になります。

成年後見制度は、精神上的障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション、これは、障害のある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会をつくるという理念になりますが、この理念をその趣旨としています。

私は、初当選から、障害者や高齢者の方の権利擁護を確保するために成年後見制度の利用促進を訴えて、平成28年9月議会、平成29年12月議会、令和1年6月議会と計3回の一般質問をしてきました。

成年後見制度は、2000年に介護保険制度をスタートさせるに当たり、それまでの行政側が一方的に行う措置制度から、利用者が自分で選ぶ契約に制度を切り替える必要があり、精神上的障害により自分の意志で契約を行うことができない方などを対象に、本人の権利を守りつつ、その方の権利を行使するための専任補助者をつける制度として発足したという経緯があります。制度開始から20年がたとうとしていますが、地域社会に浸透しているとは言えませんし、現実にこの海部地域では遅れていることは過去の一般質問でも指摘をしてきたとおりです。

さて、令和1年6月議会では、成年後見制度、権利擁護支援の促進、普及啓発について一般質問しましたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

まず、成年後見利用促進基本計画についてお聞きします。

令和1年6月議会の一般質問の際には、地域福祉計画の中に成年後見の基本計画を盛り込んでいくという前向きな回答でしたが、令和2年3月策定の地域福祉計画の中で実際どのように盛り込まれたのか教えてください。

○住民課長 飯田和泉君

ご質問のございました成年後見制度利用促進基本計画についてお答えいたします。

令和2年3月策定の第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画の中に、地域福祉計画を推進するための重点的な取り組みの一つとして、「権利を守る支援策の充実」という項目を掲げております。この項目を成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、具体的な施策として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関の設置、既存の地域資源との連携、成年後見制度の利用助成といった施策を展開していくことを盛り込んでおります。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

その計画に盛り込まれている成年後見制度促進の中核機関、その中核を担う成年後見センターが今年度開設され、運営開始するということになっておりますけれども、その後の進捗状況とセンターの概要がどのようなものか教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました海部南部権利擁護センターの進捗状況と概要についてでございますけれども、こちら、蟹江町、弥富市、飛島村、海部南部3市町村共同で設立準備を進めさせていただきまして、10月にはNPO法人海部南部権利擁護センターと業務運営委託の契約を行いました。それから、来る1月から住民の方向けの相談業務が本格的に開始いたしますので、現在はそちらに向けて準備を進めておりまして、各種関係機関や団体、それから事業所へのセンターの積極的なPR活動を行っている状況でございます。

また、それに併せまして、1月11日にはキックオフイベントといたしまして記念式典と記念講演会を行い、対外的な業務を開始すべく3名の職員が現在準備を進めているところでございます。

センターの概要といたしましては、名称はNPO法人海部南部権利擁護センター、所在地は弥富市役所の十四山支所1階でございます。開所時間といたしましては午前9時から午後5時まで。相談業務に対応できるように2つの相談室を設けてございます。業務といたしましては、後見支援部門と、障害をお持ちの方の権利擁護に関する相談業務の中核を担います基幹相談支援センターの機能を併せ持つ複合的なセンターとなっております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

ただいま3名の職員がいるというようなお話でしたけれども、その3名の職員はどのような配置で、どのような業務を行っていくのか、また、今後の人員の体制についても教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました職員の配置と業務内容、それから、今後の人員体制についてでございますけれども、まず、3名の内訳ですけれども、センター長が1名、正職員の方が1名、会計年度職員の方が1名ということで計3名でございます。3名とも社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関します資格をお持ちの方でございます、前職においても福祉関係の職に就きまして専門分野に大変精通されている方々でございます。現在は、この3名で基幹相談部門と成年後見部門と同時に、3名全員体制で、センターの認知度を上げるために各種団体との連携に努めているところでございます。

今後の人員体制でございますけれども、3名でスタートしておりますけれども、今後引き続き職員の増強を図りまして、相談体制の充実や事業実施の拡充に努めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

海部南部権利擁護支援センターは、成年後見部門と基幹相談支援部門でそれぞれ具体的にどのような業務を行うのでしょうか。今後の予定も含めてお聞きをいたします。

また、少し業務の参考に、このNPO法人海部南部権利擁護センターの目的等を確認したいので、履歴事項全部証明書を最終日までにご用意いただきますよう要望もいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問がございましたどのような業務かということですが、まず成年後見部門につきましては、成年後見利用促進基本計画に基づきます中核機関としての位置づけとなります。成年後見制度に関する相談業務や制度の普及啓発、研修、成年後見制度申し立て支援、受任候補者の調整、後見人の方の支援等を行います。

基幹相談支援部門につきましては、障害者総合支援法に基づき、3障害に対応する地域における相談支援の中核的役割を担う機関となります。障害をお持ちの方の総合相談・専門相談、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着、権利擁護、虐待防止等を行います。

今後の予定といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、1月4日から対住民相談を開始いたします。そして、1月11日には、センターのキックオフイベントといたしまして記念式典と記念講演会を行います。

また、現在予定しておりますけれども、令和3年度からより身近な場所で相談を受けていただけるような巡回相談ということで、月に1回、各市町村を回っての相談業務を実施したいと予定しております。

そのほか、各関係団体との連携強化も積極的に行ってまいりたいと思います。

こちら海部南部権利擁護センターにつきましては、3市町村の後見制度や障害をお持ちの方の権利擁護支援の中核を担う施設です。今後、地域資源との連携を進め、ネットワークづくりを進め、地域の方に認知され親しんでいただけるセンターとなるように努めてまいります。

いと思います。

また、障害をお持ちの方の親亡き後を安心して託すことができる社会の環境づくりの一機関をセンターが担うことができるように、努めてまいりたいと思います。

また、ご要望のございました履歴事項全部証明書につきましては、閉会までにこちらのほうから各議員のほうへ配信をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番 飯田雅広君

ただいま業務内容に関して答弁いただきましたが、もう少しお聞きしたいと思います。

12月4日の全員協議会において、いわゆる判断能力がしっかりしている普通の活動的な元気な高齢者の方に関しましても、今、社会の仕組みが非常に複雑化して手続きが難しくなっている状況でありますけれども、そのような相談も受けてほしいという要望がございました。この要望に対して理事者側からは、特に否定も肯定もなく何も答弁がございませんでした。

このセンターに関しましては、先ほどの答弁の中にもありますとおり、成年後見センターと基幹相談支援センターの機能を配置しております。研修や周知活動等を除けば、基本的には知的障害、精神障害、認知症などの精神上の障害により判断能力が十分でない方及び障害をお持ちの方が対象となり、そこに加えて、法定後見ではなくて本人の判断能力があつて、将来的に自分が認知症になったらどうしようというようなことを心配されて、任意後見を検討されているような方が対象じゃないかというふうに思っております。

このような対象でない方の、例えば終活どうしようとか、例えばスマートフォンを使用した何かしらの手続きの仕方といった、ある種、そういうようなよろず屋的な相談を受けるといのは、センターの趣旨とは違ってくるのではないかというふうに考えます。全員協議会で要望があつたように、将来的には判断能力のあるなしにかかわらず高齢者の方の様々な相談を受けるようにしていく予定があるのか再度確認いたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のありましたセンターの役割の件でございますけれども、センターにつきましては、先ほど申し上げましたように、主に成年後見制度についてのご相談や、障害をお持ちの方より専門的なご相談を受ける機関となります。その役割につきましては将来的にも変わりはございません。高齢者の方の全般のご相談につきましては、役場窓口やお近くの地域包括支援センターのほうへいただければ幸いです。

しかしながら、センター開設間もない時期におきましては、様々なご相談が、センターの役割がまだ皆様に浸透していないということもございまして寄せられるということもあると思います。そのようなご相談の場合につきましては、ご相談の内容に応じまして各市町村の窓口やそれから地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者の方の相談支援事業所等、

適当な関係部署へ適切につなげていくようにさせていただきます。

どちらにいたしましても、センターの役割を住民の皆様にご理解いただけるよう努めていくことも大切であると考えております。住民の方向けの講演会や勉強会、それから、地域の関係機関へ出向いてのPR活動を積極的に進めさせていただいて、成年後見制度はもとより、センターの周知・啓発に努めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

新しくできる機関になりますので、地域住民の方もどのようなところか分からないというところが最初のうちはあるかと思えます。ぜひとも活動内容を分かりやすく周知していただけるようお願い申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

先ほど3名の職員が準備を進めているという答弁がありました。その3名の職員についてお聞きをいたします。

弥富市の今年の3月定例会の予算審議の際に、人員配置の説明にて、センター長、成年後見部門常勤1名、非常勤1名、障害者基幹相談支援部門、常勤1名、非常勤1名の計5名の人員配置をするという答弁がされております。予算審議のやり取りになりますので、当然、そのような人員配置をすべき予算が計上されていると思えますし、蟹江町でもそのように計上されております。しかしながら、現状、なぜ3名の配置にとどまっているのでしょうか。

また、今後のことを考え、3市町村で合意の上、障害者基幹相談支援センターの機能を配置したと伺っておりますが、職員募集の際に成年後見部門と基幹相談部門との区別をして募集をかけ、成年後見部門には応募があり、現在働いていただいているところですが、基幹相談部門には応募がなく、現在も募集の案内を出している状況だと認識しております。各市町村の公式ウェブサイトに掲載中です。

このような状況で障害者基幹相談支援センターをどのような形で運営していくのか、どのような機能を果たしてもらいたいのか、今後の展望を教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました職員配置の件でございますけれども、現在、センターの業務をスタートしたばかりでございます、3名の全職員体制で成年後見部門とそれから障害者の方の基幹相談部門ということで、3名で一緒に全員で包括的に支援ができるセンターとしての業務を進めているところでございます。

ただし、3名のスタッフでスタートをするんですけれども、まずは、地域の既存の資源であります社会福祉協議会や地域包括支援センターや各介護・福祉事業所と連携しながら業務を進め、同時に、センターの認知度が向上しますことによりまして業務がより多様化、複雑化してくることも推測可能でございます。そのためにも3名体制ではちょっと難しいである

うということも、こちらのほうとしては認識をさせていただきます。そのため、現在も各市町村のホームページ、それからハローワーク等で求人活動を行っているところでございます。

そちらに関しましては、より障害者の方の基幹相談支援部門をやっていただけるような専門的な知識をお持ちの方を募集しているわけですが、現在、ハローワークを通じた募集につきまして応募があるということでセンターのほうからお聞きしております。そして、順次面接活動を進め、適切な人材の確保に努めている状況であるとお聞きしております。

ですので、今後も各方面で求人を行いまして、引き続き戦力となるような人材の確保に努めまして、成年後見部門、それから基幹相談部門、両方が同じようにセンターの運営ができますように努めていきたいと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

応募があるということで安心をしました。

私は、行政書士という資格を持っておりますけれども、行政書士会でもコスモスという成年後見を行っている組織があります。司法書士さんでもリーガルサポートというような組織がありますし、社会福祉士さんでもあります。そのような法律専門職の方とも連携させていただいて、地域の皆様方が利用しやすい、そういうような形態にさせていただけたらなというふうに思っております。

それでは、センターの名称についてお聞きいたします。

センターの名称は、NPO法人海部南部権利擁護センターということですが、非常に硬い名称だというような印象になります。これではなかなか認知されにくくて親しみやすくもないですし、何かよく分からないというような感じになるかなという印象です。暮らし安心センターとかそういうふうにしてしまうと消費者生活センターと間違えそうですし、なかなか難しいんですけど、何かもっと分かりやすく親しみやすいような名称にならないかなというふうに思っております。

また、ここのセンターのパンフレットを見ていただくと猿のキャラクターがおりますけれども、この猿のキャラクターはこのセンターのために作成したというふうにも聞いていますので、例えばこのキャラクターをモチーフにした名称にする等々にしていただいてもいいかなというふうに思っております。この硬いセンターの名称の変更など、親しみやすくなるような変更を考えていないかお聞きいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご指摘ありがとうございます。ちょっと硬いなどこちらのほうも思っておりますので、センターの名称ですね、名称自体はちょっと変えられませんが、呼称ということで、もう少し皆様に親しみを持っていただけるような呼称を、キャラクターの浸透と併せまして一緒に現在センターと考えておるところでございますので、もうしばらくお時間いただきまし

て、センターのかわいい、読みやすい呼称を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○8番 飯田雅広君

呼び名に関しては、またぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、当町におけるこのセンターの担当課に関して幾つかお聞きをいたします。

まず、このセンター設立後の権利擁護事務はどの課が行うのか教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

権利擁護事務の担当課についてのご質問にお答えさせていただきます。

海部南部権利擁護センターが設立された後につきましても、引き続き、権利擁護事務につきましては、町民全てに関わる地域福祉を担当いたします住民課が担当をさせていただきます。

しかし、権利擁護に関する相談というのは、障害者の方に関係する事項であったり高齢者の方に関係する事項、またお子様に関係することであったりという、様々な対象者の権利擁護が複雑に関係することも多うございます。そのため、民生部内の関係各課で情報共有、情報提供、連携を行って対応してまいりたいと思います。

以上です。

○8番 飯田雅広君

今のご答弁もあったとおり、幾つかの課にもまたがるというようなお話でした。これまでも何度もこの件に関しては質問してきていますけれども、複数の課をまたぐ事務を一つにまとめればいいのかというふうに考えておりますけれども、できない理由が何かあるのでしょうか、お答えください。

○民生部長 寺西 孝君

権利擁護部門につきまして事務を一つにまとめられないかというご質問でございます。

私ども、事務をどのように分担していくかについては、2つの考え方に基づいて行っておりところでございます。

1つ目は、住民の方の事務手続きの簡素化という観点でございます。平成30年度に組織の見直しを行いましたけれども、それまで3つの課が所管しておりました障害者福祉に関する事務、これを2つを1つに一元化させていただきました。また、2つの課が所管しておりました国民健康保険、それと後期高齢者医療保険の窓口を、いずれも保険医療課に一元化を図ってきたところでございます。

そして、もう一つの考え方は、住民の方への支援の観点でございます。DVや児童虐待等、それぞれの家庭への支援につきましては、子ども課、健康推進課、教育課など複数の課が連携いたしまして、それぞれのご家庭の実情に応じた支援を行っているところでございます。

ただいま保険医療課長からもご答弁させていただきましたけれども、ご質問の権利擁護の

事務につきましては、この後者のとおり、複数の課が情報共有を図り、課題の解決に向けて取り組んでまいることがふさわしいのではないかと現時点では考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

組織運営のことにに関して総務部長にお聞きをいたします。

私の考え方といたしましては、住民課が権利擁護に関わるより、福祉課のような総合的な窓口を設けるほうが合理的であると考えます。確かに住民課は、住民相談係がなくなると戸籍住民登録係のみとなります。1課1係だと問題があるのかお聞かせください。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、組織編成についてのご質問にご答弁をさせていただきます。

先ほど民生部長から答弁のありましたとおり、近年、行政需要の変化によりまして民生に関わる業務そのものが細分化されたことを受け、現在、町として担当課ごとに適正な職員を配置いたしまして、より深く、よりきめ細かい住民サービスを提供していると認識しております。

そのような現状を踏まえまして、住民課の1課1係でございますね、それにつきましては、部内の他課とのバランスや所管事務量等を考慮いたしまして、当面の間は現行体制を維持し対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

他の課とのバランスというようなお話もありましたが、前回の一般質問でも私、少し述べさせていただきましたけれども、今、大変新型コロナウイルス感染症が蔓延しており、非常に社会の働き方が変わりつつある現状だと思います。そういう意味では、このバランスというものの自体がいろいろ変わってくるのではないかというふうに考えておりますので、また、この点に関しては違うときにしっかりお聞きしたいなと思います。

それでは副町長にお聞きします。

現在、成年後見の町長申し立ての手続きは住民課で行っております。障害の方や高齢の方が利用者として見込まれる中、担当課を変更するようなお考えはないのかお聞きします。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

現在、成年後見制度と障害者の権利擁護、海部南部のセンターがいよいよ1月から発足し進めていくというふうに今るる説明申し上げました。その中で、町長申し立て制度の担当課は今は住民課が実際行っております。

この制度の概要につきましては、この制度の利用が必要と思われる方につきましても、な

かなかの理由で、例えば本人や家族共に申し立てができないような状況、そういう場合には、特に市町村長がこれに代わって申し立てができるという制度の支援のことです。状況を調べさせていただきました。平成24年度から現在に至るまで、概数でございますが、8名の方の申請がございました。町長申し立ての制度を利用されたのは8名の方でございました。

この申し立ての内容を見ますと、脳血管障害やアルツハイマーなどの認知症によるものでありまして、確かに、議員ご指摘のとおり、高齢者や障害の方が多い傾向が見られております。そこで、今、住民課で担当しております、これは、高齢者等々ですと介護支援課、様々な部署がありますが、先ほど担当部長等々が申しましたように、現時点では関係部局内でしっかりと連携を取りながら情報共有を進めていきたいと、そのように考えております。

ただ、今後、海部南部権利擁護センターが1月から開始をいたしますので、その状況と町との絡み、そして様々な課題を整理し、将来に向けて、福祉の状況は、今、飯田議員おっしゃいましたように本当に目まぐるしく制度が変わってまいります。そんなことを踏まえまして、内部組織の改編も視野に入れながら今後は取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○8番 飯田雅広君

それでは、最後に町長にお伺いいたします。3つあります。

1つ目として、私は、10月19日にセンターのほうに見学に行ってきましたが、11月上旬に町長にお会いしたときに、町長も時間がつくれば見に行きたいなというようなお話をされておりました。コロナ禍の中でなかなかお忙しいかなと思いますけれども、その後、視察に行かれたのかお聞きします。もし行かれたのであれば、そのときの何か思ったことをお聞かせいただけたらと思います。

2つ目として、成年後見制度を利用するデメリットも当然あります。次のような事柄が挙げられます。1つ目としては、後見人への報酬がかかります。また、もし親族が後見人となった場合には、無報酬にはなりますけれども、事務負担がかかってきます。次に、積極的な資産運用ができなくなります。また、相続対策もできなくなります。さらに、一度、成年後見人をつけると、原則的に利用者の方が亡くなるまで制度をやめることができません。このような欠点があります。

そこで、例えば財産管理は任せたいけれども資産運用や相続税対策もしたいというような場合は、成年後見制度ではなく、家族信託というような選択肢が考えられます。

このようなことから、成年後見制度が万能の仕組みでないことは明らかになります。本人に判断能力がない以上、成年後見制度なくして各種手続が全く進められないケースがあるのは事実ではありますが、決して親族に優しい制度ではない点には気を留めなければなりません。

このように、成年後見制度にはデメリットがあり、その対象となる方にとってどの方向性

がよいのか、親身になって相談に乗る必要があります。日常生活自立支援事業なのか、成年後見制度なのか、家族信託なのか、様々な選択をしていく必要があります。

その際に、センターにつなげる前の段階として、ワンストップの窓口が必要ではないでしょうか。例えば家族信託などセンターの対象外の方法を選択されているのに、センターに行っていていただく必要は最初からありません。逆に成年後見と家族信託を迷っておられるような方には、センターに行っていて、成年後見制度についてしっかりと話を聞くというほうがよいかもしれません。

このように、センターにつなげる前の取捨選択をできる窓口が前段に一つあるのがいいということが合理的だと思います。そこで、このセンターが誕生することをきっかけに、先ほども言っていますとおり、福祉関係の部署をまとめた民生部福祉課を創設してはいかがでしょうか。

次に3つ目として、私はこの権利擁護の部門は地域福祉の根幹であると考えております。成年後見制度には先ほども申しましたとおりデメリットもありますけれども、このセンターができることによって地域福祉が発展していくと期待しています。町長はどのようにお考えか町長の見解を伺います。

ちょっと長くなりましたのでまとめますと、1つ目としては、センターに視察に行かれたのか、行かれた場合はどのようなことを感じられたのか、2つ目として、民生部福祉課を創設してはどうかということ、3つ目として、このセンターによって地域福祉が充実していくと考えておりますけれども、町長はこのセンターについてどのようにお考えか、以上の3点お聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問に、3点でありますけれども、走り書きをしてお答えさせていただきます。答弁漏れ等々ございましたらご指摘をいただければありがたいと思います。

まず、権利擁護センターを見に行ったかどうかということであります。飯田議員とお話をしたあの後にすぐ、実はお邪魔をさせていただいております。

ご存じのように、あそこには海部南部広域事務組合がございまして、蟹江町、弥富市、飛島村のいわゆる介護支援、そして福祉の中核の場所であります広域のセンターがございまして、ご存じだと思います。3障害をあそこで判定させていただくということで、広域ではありませんが、1市1町1村、幅広いところで認定を行っているわけではありますが、その場所と、弥富の十四山の支所の役割をしておりますので、まだ今現在。そことの兼ね合いはどうなんだろう、スペースはどうなんだろう。当然、負担金払いますので、皆様方の税金がどういう形で使われるのだろうかということをやっぱり見ていく必要が十分ございます。

ですから、飯田議員からご質問いただく前にも、もう定期的に実は1カ月に一度ぐらいはいつもお邪魔をさせていただいております、今の介護支援の問題はどうなんだとか、今、

件数はどのぐらいあるのかということの情報については、絶えず頭の中に入っているつもりでございます。

そんな中で現地を見させていただきました。ちょっと狭いのもうちょっと広くしてもらえないかということで、見られたら分かると思いますが、基礎の壁のところまで1メートルぐらい広くして、できれば一緒にしたかったですけれども、弥富の都合でどうしても弥富の行政が真ん中に入ってしまったので、それはおいおいスタートしてから、来年1月11日にキックオフの今回のイベントがありますので、そのときにまた調整をすればいいのかなというふうに思っております。

民生部福祉課の件でありますけれども、先ほど担当の課長、そして部長が申しあげましたとおりであります。我々としてはまずこれスタートした。スタートしたというのは、1月にスタートします。いろんな問題が出てくると思っておりますし、飯田議員おっしゃったように、成年後見人部門と権利擁護の相談支援と2つあります。行ったからといって、じゃそこで問題が解決できるということでは決してありません。

ただ、飯田議員、平成28年、5年前ですね、僕に成年後見人制度をどう思っているかということで、よく質問を非公式にされましたね。私も、そういう方が身近におみえになり、非常に苦しいおみえになるということを知っておりました。ですけれども、蟹江町単独でそれをやるというのは、費用的な面も場所も非常に限りがありましたので、弥富もそれをいただいたときに、飛島村さんと一緒になってやったらどうだと。広域で介護保険支援制度の、あそこもやっていますので、判定を、ということでスタートしたと思っております。まだまだこれからだと思っておりますので、もしもそういう必要性があれば窓口の一本化をすることもないということはないと思っております。

ただ、ワンストップサービスの窓口強化というのはほかにもございますので、それも踏まえてやっていく必要が私はあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、高齢化対策、待ったなしであります。我々といたしましても、しっかりとそこをしっかりと下支えさせていただき、蟹江町だけではなくて、弥富、飛島の事例をしっかりと見ながら地域に合った政策をしていきたい。

大変、個人情報の塊でありますので、先ほど言いましたデメリットもあるように私も感じております。しかしながら、ネガティブに考えるんじゃなくてポジティブに考えていければなど。また、いろいろ案がございましたらご助言をいただくと大変ありがたく思います。

以上であります。

○8番 飯田雅広君

いろいろ組織のことはあるかなと思います。この分野だけに関して言うならば、確かに福祉課という大きなものができてしまうと、大きくなればなるほど担当課長の負担は大きくなると思いますが、組織が大きくなれば小回りが利かなくなるのは当然であります。ですので、

なかなか難しいところであるかなと思いますけれども、例えば住民課の住民相談係、保険医療課の福祉医療係と自立支援係、介護支援課の高齢者支援係等を分離して民生部をつくるというようなこととかというのも、していただいてもいいのかなというふうに個人的には思います。ただ、ほかのところにもいろいろな支障が出るかもしれませんので簡単には言えないんですけれども、一度お考えいただきたいなというふうに思っております。

さて、認知症等を原因として、高齢者が判断能力を失うといった事例は社会問題となりつつあります。その対処方法の一つとして成年後見制度があります。目的をあくまでも高齢者の財産の保護に置くか、それ以外の要素も含めるかを考えた上で、また本人や親族の財産状況に応じて、どの制度を利用するのか判断する必要があると思います。その場合に専門家の意見が求められますので、このセンターがその役割を担うことになります。このセンターができたことによって地域福祉が発展することを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、保険医療課長、住民課長の退席と、総務課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前10時26分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 戸谷裕治君の「行政は持続可能な組織作りをせよ！！」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○5番 戸谷裕治君

5番 戸谷裕治でございます。

議長の許可をいただきましたので、「行政は持続可能な組織作りをせよ！！」を質問させていただきます。6月の一般質問で少しお聞きいたしました。深くは聞いていなかったもので、調べれば調べるほどちょっと不信感が湧いてまいります。それで再度質問させていただきます。

皆さんもご存じのように、K君の退職のことでございます。このK君の退職間際の最後の言葉がどうも頭にこびりつきまして、今ここで少しお話しさせていただきます。

K君は、「蟹江町で大変お世話になり、15年以上、蟹江町の住民の方にも大変よくしていただき、蟹江町が大好きでした。蟹江町で最後まで仕事をさせていただきたかった」と。し

かし、この部分が引っかかりました、「組織が腐ってはいもう無理です」と。これが退職の少し前に会ったときの最後の言葉です。慰留に努めた私としては大変悲しいし、情けなかったですね。

そして、こういう経緯を知っている者として少し行政の方にお尋ねしたいのは、世の中の流れと逆行した対応をされているのではないかとということで質問いたします。

まず1つ目として、K君の病気の診断書が出る前の3カ月間の時間外勤務は何時間あったか、ちょっとお教え願えますか。

○政策推進課長 北條寿文君

まずは、私の所属からリタイアする職員が出てしまったという事実につきまして、大変申し訳なく自戒しているところでございます。

ただいまご質問いただきました本人の時間外勤務についてでございますが、直近3カ月ということで、8月の時間外が29時間、そして9月の時間外が22時間、そして10月の時間外が78時間という結果でございます。

○5番 戸谷裕治君

今お聞きになりましたように、時間外勤務が78時間の月があったと。正直にお答え願ってありがとうございます。これはちょっと長いですね、大変。そして、最後の78時間勤務のとき、時間外勤務されている状態のときに、その辺で病気が発症されていっているのが上司の方はよく分かっていたと思うんです。

そして、2番目の質問をさせていただきますけれども、K君の診断書が提出されてまず原因を究明されたかということで、1つ目は、上司、上司と申しますと、これは後ほど町長にもお伺いいたしますけれども、町長直轄部局の出来事でございます、政策推進室という。ですけれども、部局には約7人から8人の職員ですね、あの部屋でいつも仕事をされていたのは。ですから、まず担当者の方からお聞きいたします。そして、最後のほうで、また町長のほうにもご質問差し上げます。

1つ目として、上司はいつ彼の異変に気づきましたか。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、私が所属長といたしまして本人の異変に気づいたのが、10月初旬に行いました人事評価の中間面談の際でございました。発言内容等は、今、本人のプライバシーにも関わることでございますので控えさせていただきますが、いつもと違う発言もあり、少し疲れている状況がうかがえたのがその10月初旬ということでございました。

○政策推進室長 黒川静一君

私のほうからもご答弁させていただきます。

まずもって、今回、一緒に仕事をしてきました職員が退職されたということは、本当に非常に残念なことだというふうに思っております。

ただいまご質問いただきました、いつ異変に気づいたのかというようなことなんですけれども、病気休暇に入る約1カ月ほど前に、いつもより元気がないなど、そんなふうに印象を受けましたので、その点でそういった気づきをさせていただきました。

○5番 戸谷裕治君

今お聞きいたしまして、病気が発症する1カ月前ぐらいから少しおかしい、そしてもう少し、2週間とか10日前からもっとおかしくなった。僕が気づいたのは、今年の2月頃ですよ、おかしいと思ったのは。よくお宅の室、行きましたよね、僕。それで、K君に、「ちょっと仕事が詰まり過ぎじゃないか、ちょっとリラックスしてやらないと」と。お宅たちがこんなに遅くまで気づかないというのは、僕は不思議で仕方ないですね。約半年前にはもう症状が出ていたものね、一般の人間から見ても。そして、同じ課の職員さんたち、あなたたちは上司だから、職員さんたちがあなたたちをよく見ているからね。ちょっと不信感湧きます。

そして、次の質問に入りますけれども、そのとき、上司のあなた方はどういう手だてをされたんですか、そして産業医等々にご相談されたのか、そこら辺を少しお教え願えますか。

○政策推進課長 北條寿文君

まず最初に、私が所属長としまして、本人に、仕事の状況も十分に当然把握しておりましたので、ただ、課全体が繁忙を極める時期にありまして、本来ならば休暇をしっかりと命じるべきだったと思いますが、休むということに対してしっかりと休暇を命じることができなかったというところを省みております。特段10月というところが、今、例年にない仕事も多数重なった時期で、課員全体が繁忙期にあったというところで、配慮が欠けていたということ振り返るところでございます。

○政策推進室長 黒川静一君

私のほうからもご答弁させていただきます。

対応はどういった対応かということでございますけれども、まず担当課長に注意して、見守るよというふうなお話をさせていただきました。また、仕事の負荷や年休の取得も考えるよというふうな指示をさせていただいております。

以上です。

○5番 戸谷裕治君

これは、昨年、忙しい時期というと130周年のあれですよ。それで現実、詰まってきたということですよ、皆さん。ですけど、そこで、今聞いていても、室長は課長に注意されたと、ちょっと気をつけろよと、その程度。課長も先ほど、自分の室からそういうことが出ちゃったから申し訳ないと。ここで言う言葉じゃなしに、本来もうちょっと、その前に真摯に本人とやっぱり向き合うべきだったよね、本当に。もう大変なことですよ、これは。

それで、産業医には相談されたのか、そういうとき。そこら辺をお教え願えますか。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました産業医に相談というところのお話でございますけれども、基本的には、月に1回ずつ職員の健康状況を把握するために安全衛生委員会という場を設けております。そちらの中で産業医のほうには報告ということはさせていただいておりますけれども、特段、細かなところの相談というところまでには至っておりません。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

今、産業医の件については管轄が総務ということでお答え願ったんですよね。僕が聞きたいのは総務に行く前です。まず、診断書が出てから総務に行くまでに1週間ぐらいのタイムラグがあったんじゃないの。その間、何してたのかなと思って。診断書はどこに。

本来、人事とかそういうことは総務でしょう。何か物事が起こったらそちらに早く回して、皆さんで相談する、対処をどうするかというのは。なのに、1カ月ごとに検査をしているから、それで本人に何も。病気が発症しそうだという人を気づいてきているのに、2人とも。何も手だてをしていなかったということだね、そこでは。自分たちの判断だけですよ。まずはそこら辺をもう一度聞かせてください。

○政策推進課長 北條寿文君

本人から診断結果の連絡は、直接、私が連絡を受けておりますが、連絡をもらった日の夜に私の携帯のほうで、受診して結果が診断されたので休みをもらいたいという報告を受けました。その翌日に組織の中ではすぐに報告をさせていただき、情報共有させていただいたところですよ。

その後については、1カ月置きに受診を続けながら、その結果が出てきたその都度、総務課とも共有させていただき、組織としてこういう状況にあるというところで、発症前に産業医への相談というのは、診断状況がしっかりと明白ではなかったというところもありまして、その時点での産業医へのご相談の進言はさせていただいております。

○5番 戸谷裕治君

政策推進室としてそういう判断をされたんだろうけれども、総務部としてはどういう判断をされたのか。産業医にご相談するとか、どうしたらいいのかというのはあなたたち4人、町長はじめ副町長、室長、課長、この4人で判断されていたの。どういうことですか。直轄部局でしょう、町長の。何をどうされているの、4人で決めていたの、どういうことです。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員のほうから産業医への相談についてのお問い合わせがありました。先ほど総務課長申しましたように、産業医といいますのは、安全衛生委員会という組織の中で、月1回、それぞれの職場における安全衛生の議題を設けまして、そこに報告をされるわけでありまして、

先ほど課長申しましたように、現状の段階では産業医への報告ではなくて、診断書等が出た場合もしくは長期休暇が出た場合については、産業医のほうに安全委員さんを通じて報告

し、その状況を把握してという制度になっておりますので、休暇届が出ない前の段階でなかなか、産業医と安全委員さんの中で議題とすることは少し難しかったかなと、そんな判断をしております。

○5番 戸谷裕治君

そうしますと、これからも、そういうことが起こりそうな場合には診断書が出るまでは何も対処ができないというふうに聞こえちゃうけれども、1カ月ごとにはそういうことをされているということだけでも、これからも起こり得ることですね、そうしたら。この間の対処はどうされていくつもりですか。産業医さんが1カ月ごとにちょっと見回る程度ですか。その物事が起きる1カ月前よりか2週間前はもっとひどくなっただろうしね。そのときは相談できない。どうなんですか。

副町長、お待ちください。なかなか、副町長は苦しい立場だと思いますので。そこら辺もちょっと不信感がありますね。

そして、次にまいりますけれども、原因究明というのはされたんですか、彼が辞めてから。なぜ辞めたんだろう、どういう具合に発症したんだろう、そこら辺を少しお聞かせ願えますか。

○政策推進課長 北條寿文君

まず、退職に至る前の診断が出た段階ですぐ、まず私からは、上司の政策推進室長とともに、それまでの仕事の取り組み方ですとか時間数も含めまして振り返りをさせていただきました。

本人に負担がかかっていた状況も含めて、ちょっと仕事の向き合い方というものをしっかり改めていくようにという上司からの忠告もいただきながら、その後の、課員が抜けた、本人の負担も含めて担っていかなければいけないさらなる大変な状況でもありましたので、どんなふうの実務を采配していくかというところをしっかりと私自身も考えて、上司とともに少し負荷を下ろす。

しかし、仕事そのものがなくなるわけではありませぬので、そういう中でもきちっとできる改善はあるということで、仕事への向き合い方というものを改めていったのが現状でありました。

○5番 戸谷裕治君

今聞いていまして結論も何も出ていないですね、原因究明もされていないし。自分がこういう具合に気をつけましょうという感覚だけですよね。やっぱり町長部局で起こったことは町長含め皆さんで、どういうことでこういうことが起こったんだろう、何でこんなかわいそうなことが起こったんだろうと。

ここにいる行政の皆様方、試験に通って、そして身分保障されて、今のコロナの時代でも、本当に世の中が大変なときにでも身分保障されていますよね。それで、一生懸命やれば仕事

というのは皆さん方、また世の中と違うんですよね、保障のされ方が。よっぽどの失敗しない限り。薬物やったり、そういうことだったら辞めさせられたりしますけれども、それ以外のことは皆様方の世界で、世間の一般常識とはちょっと違う世界の人間だと思ってください、皆さん方。

だから、余計に気を引き締めてこういう原因究明、それをやっていただくのは町長の役目です。町長が部下に、どういうあれだと。そして、産業医を含めて、そしてまた第三者を含めてやるべきじゃないんですか。全く原因究明されていないということは、知らないとほったらかしになっているんじゃないですか、今。その辺もちょっと気をつけてもらわなければ駄目ですね、これは。

次の4番にありましたけれども、どのような方法で原因究明をされたのかというのは答えが出ないでしょう、今聞かしても。何かそういうのを答えていただけますか。原因究明をされたんだったら、どのような方法でされたのか、ちょっとそれをお答え願えますか。

○政策推進課長 北條寿文君

私からは繰り返しの答弁になってしまいますが、上司の政策推進室長と、その年度4月以降の勤務状況というものを本人のみならず課全体で振り返りをさせていただきました。

やはり休みに入る直前のところで、休日勤務も含めて休暇がしっかりと取れていなかったという原因をしっかりと我々としては受け止め、その後、残った課員の運営に当たっては、まず休みをしっかりと取って、通常の土曜日・日曜日というのはもちろん週休日に当たっておりますけれども、その週休日ですら仕事が入るといった状況も実際にはその10月はずっと続いておりましたので、それ以降、仕事の負荷が下りるわけではありませんでした、少しその取り組み方、事務分担、そして、その実務の中に私や室長も入り、分担を少しでも何とか軽くするようすべで向き合っていくというところで振り返り、それをすぐ実行させていただいたということだけ私のほうからお答えさせていただきます。

○5番 戸谷裕治君

今お聞きしても、室長とお二人で考えられて、こうだったなど、結論がそういう結論で、自分たちのつくった結論でしょう。第三者を交えて原因究明をしているんじゃないに、自分たちの話の中で完結していこうという話じゃないですか。これでは原因究明と言わないんだよ、普通は、物事の。

ですから、その辺もこれから町長にお願いしたいのは、そういう体制ですね。部下がそういうのを、何とかおかしいですという報告が町長、副町長のところに行く、また、室長から行くというような体制とか、そういうのを取っていただきたい。

まず、副町長からお願いいたします。そういう体制づくりはまだできていないということでしょう、今。

○副町長 河瀬広幸君

体制づくりのお話でございますが、先ほどの安全衛生委員会というのは、基本的に、各所属の担当者が集まって月に1回やっております。その中に産業医がおられまして、その1回の議論の中に病休者、長期休暇等の案件が上がって、そこで状況を報告するわけでございます。

それで、安全衛生委員会に上がってきますと、その都度、現在の状況はということ、今こんな状況で主治医との診断中だとか、そんな話がありまして、それでいろいろやっていくわけでありまして、基本的には私どもも、まず担当部署のほうがその経緯を振り返りつつ、今回の件につきましては早めの休暇届が出たというふうに理解しております。その後、3月において退職ということになりまして、実際は11月にたしか休暇届が出まして、それから3月末に退職された経緯がございます。もちろんその中では、それぞれ担当部署を含めていろいろな彼らの中でお話は、細かい話は上がってまいりませんが、そんな話の中でやり取りしつつ結果として退職になったと、そんな状況になったようでございます。

○5番 戸谷裕治君

ここでちょっとお聞きしたいのは、11月頃に発症されて、それでお休みになられて3月で退職ですね。その間にどういう動きをされたのか。慰留するとか話し合いはどうされたのかとか。

それで、K君に対するヒアリングとかいろんなことはありましたか、彼の病気が落ち着いてから。病気の間は、彼にいくら電話したって何したって、それは病気ですから受け付けてくれないですよ、なかなか。落ち着いた後に皆さん方がどういう対処をされていたのかなど。僕は、課長補佐までやっている人間が職業を捨ててまで、もう嫌ですと、蟹江町の役には立ちたくないというようなことを言って辞めたものでこれをお聞きしているんです、残念だなと。どういうことをやっていたのかと、それが僕の行政に対する不信感です。

そんなことを言わせたらいかんじゃないですか。だって、辞めたくないよ、本当は。一般企業から見たら本当に辞めたくないですよ。企業のところは今大変だしね。コロナ前からも大変ですよ。日本はなかなか伸びない、そして大変な社会にいます。皆さん方は安定されている。だけど、そこで安住されていたらいかんもので、やっぱり中で切磋琢磨していただきたい。

それで、僕がここからお聞きしたいのは政策推進室で起こったことですね、町長。これは政策推進室で起こったことですよ。ちょっとお待ちくださいよ。それは、何度もお尋ねしますけれども、そこで起こったことです。ですけれども、あれだけの少人数のところですよ。彼らが本当に町長から見て特別な人間なのか、その室はというのは。

一般企業で申し上げますと、行政の運営はちょっと違うんじゃないかなと思う。一般企業では、モラハラとか各ハラスメントに細心の注意を払う。SDGsですね、今は。持続可能な、誰一人取り残さない社会の実現に向けて努力しましょうと。ですから、そこで誰一人取

り残さないように頑張ってもらわないかんし、そのためには例えば部署替えとかやるんですよ。上司も部下も一遍にどこかに替わっちゃうと。そして、再起を期せるように職場づくりをするんです、戻りやすいように、その人たちが。誰が悪いか、そういうのじゃなしに、それが一つの手段なんです。その代わり、再起をしてもらうための手段を取っていくんです。ここら辺はお考えになりましたか、ちょっと町長、お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、戸谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、大変うちの職員に関して温かいお気持ちを向けていただき、感謝を申し上げたいと思います。残念ながら退職をしてしまいましたが、今後のしっかりとした教訓にしていきなと、こういう気持ちで今ずっと聞いておったわけであります。

先ほどの質問にお答えする前に、特別な部屋、それから、不信感等々については戸谷議員が感じられたことでありますので、それはそれとしてまたゆっくりお話をさせていただければいいと思いますけれども、決して政策推進室が特別な部屋なんて考え方を持ってございません。

確かに、行革推進室というのを町長就任のあたりから、ご存じのように平成17年から21年度まで、今の政府とは違いましたけれども、行政改革集中改革プランというのをづくり、無駄をなくそう、そんな政策がずっと国中はびこったのは戸谷議員十分ご存じだと思います。そんな中でこしらえたのが、総務課を通してよりも直接、行政改革を指揮したほうがいいということで、行政改革推進室という名前の部屋をつくりました。これは議員各位にもお話をさせていただいているところであります。ですから、そこに集まる職員が決して特別ということではなくて、確かに、タイトな仕事をこなす、それだけの判断力のある職員を集めたつもりでもございます。

そんな中で、最高責任者は蟹江町長でありますので、何を言っても責任は全て私であります。蟹江町の職員、人事前までいうと、会計年度付きの職員、そして再任用職員、それから専門職等々入れまして600人強の、大きな家族と考えれば家族であります。公務員は全体の奉仕者という強い使命で仕事をしているわけでありますので、絶えずやっぱり緊張感にさらされているのも事実でございます。決して否定はしてございません。

そんな中で、一職員に対して本当に心温かい気持ちをかけていただいたことに先ほども感謝を申し上げましたところでありますが、残念ながら、蟹江町では一人の脱落者も出さずにここまで来ているわけではございません。何人かのリタイアの方が私の在任中にもございました。直接、町長が部局を通して慰留に努めるとか、そういうことはなかなか組織上でできません。私も会社員を10年弱やらせていただきましたが、民間会社もそれは一緒であります。ただ、先ほど言いましたように最終責任は町長にございます。そういう意味で、しっかりとそれは責任を果たさせてはいただきます。

ただ、今回のことにつきましては、その担当者、多分、私の思っている職員と、今、議員さんがおっしゃっている職員がイコールになるとは思いますが、非常に優秀な職員であります。全て優秀であります。特にやっぱりそれだけのスキルを持った職員でありますので、政策推進室の中で非常に過度なプレッシャーを与えた、そういうことがないかという、あったのかもしれませんが。そんな中で慰留にも多分、僕は努めているとも思っておりますし、私自身も廊下ですれ違ったときに、ちょっと顔色が悪い、顔つきが違うなというときには声をかけて、元気でやっているか、おい、行くぞという、そんなことは彼だけじゃなくて全ての職員に、かけられるだけのことはやっております。

それが全てではございませんが、今回、産業医に相談する安全委員会には私は出席することができませんので、副町長、担当部長からは絶えずそのことの情報については共有をさせていただきます。

今回のことに関しまして、戸谷議員には不信感という言葉で先ほど表現されましたが、本当に申し訳なく思いますけれども、我々としては、一人の脱落者も出さない、まさにSDGsの考え方でこれからはしっかりと蟹江町の職員のメンタルも含めてでありますけれども、管理をしてまいりたいというふうに今現在は思っております。

以上であります。

○5番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

これは、今まで僕が課長、室長、皆さんを問い詰めたというのはなぜかと。これが起こらないようなシステムづくりをしないと駄目じゃないですかということを提案申し上げているんです。皆さんが悪いんじゃないし、システムができていないもので、それに気づいたときにはそのときに動ける。1週間、2週間前に気づいたんだったら、それで動かないと駄目だったんでしょと。そのときに、どういう報告をどこへ上げて、どういう具合にやっぺいこうと。産業医の人がせつかくいるんだから、今こんな状態ですと、どうしたらいいでしょうとか、そういう相談できるシステムですよ、それが必要だということを申し上げているんです。皆さん方が悪い悪いということを申し上げているんじゃないです。

そのシステムがあればもっとうまくいったんじゃないかなと。落後者じゃないわな。そんな言葉を言われて辞めていくような組織じゃ駄目だなと思ったわけです。ですから、システムを早急におつくり願いたい。誰でもが、課長、室長にかかわらず、その下の子たちの体調が悪いんじゃないかなと思ったときにはうまく相談できるシステム。

先ほども申し上げましたけれども、一般企業では、そういう配置転換とかして立ち上がれるような、再起を期す、そういうシステムを取り入れておりますからね。これは、どちらが悪いという、上司が悪い、部下が悪いという話じゃないんです。どちらにも原因があるという話ですから、もともと。これぐらいのことを言っても大丈夫かなという子に自分は思っ

いたけれども、違ったなということがあります、本人の取り方で。そこら辺は仕方ないもので。だけど、起こった後のそういう配置転換、いろいろ、こうするかな、ああするかなというのがやっぱり人事ですよ。そういうことを望みます。

それで、また少しお話しさせていただきますけれども、私の思う議員活動とはということで、町民の皆さんの声を拾い上げ、声なき声を思いやり、そして行政に相談を持ち上げる、これが僕の使命だと思っています。それでもう一つは、行政運営の監視ですね。これは当然、僕らは住民の皆さんから負託を受けて、行政を見守ってくださいよ。僕は、悪いほうに悪いほうに言うことは少ないです。今も、システムをつくってくださいよというために申し上げただけです。

行政の組織と、そして官僚の皆さんは、一般企業と違うというのは先ほども申し上げました。身分保障された組織にいることはお分かりだと思います。だからなおさら、正しいことを正しいと言えること、世の中の常識と組織の常識を一致させること、ひたむきに誠実に働いた者がきちんと評価される当たり前の組織づくりをしていくこと、仕事は、蟹江町民のために、蟹江町のために、ひいては世の中のためにすることが大原則であります。人は、自分のためだけに仕事をすると仕事は内向きで、卑屈で、身勝手な都合で醜くゆがんでいきます。そのような人たちが増えれば、当然、組織も腐っていきます。5年先、10年先の自分の姿を考えるより、5年先、10年先の町のことを考えてください。そして、後継者を育てていただきたい。これはお願いであります。

最後になりますが、議員とは、1期4年が議員の身分であり、町のために全力で働き、やり残しのない政治をするのを目標に真剣に私は取り組んできました。4年、4年で考えております。内向き、イコール自分のための政治が政治不信を招くことを肝に銘じております。蟹江町は、周辺都市、自治体と連携した開かれた政治をしていくべきであり、それがこの行政のこれからの結節点としての使命であります。

国民、町民の皆様と一番近い自治体であります。国とか県じゃありません。我々は住民の方が一番近いです。町民の皆様から税金を頂き、運営している組織です。一番近くでやっている組織です。そして、災害時には、自助は当たり前ですけれども、最後のよりどころは、とりでは行政であります。災害時には、自助、共助はやります、一生懸命に。だけど、最後のとりでは行政であります。行政がゆがんだら駄目なんです。ですから、そういうシステムづくりをしてください。

最後に申し上げますけれども、今日は、私を支えていただいている支援者の方がたくさん傍聴に来ていただいております。私は首長の多選は反対です。私は、次代を担う人たちが安心して育っていける政治を目指します。私、戸谷裕治は、次期町長選挙に挑戦させていただきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

ここで、総務課長、政策推進課長の退席と、介護支援課長の入場を許可いたします。
暫時休憩します。

(午前11時19分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時22分)

○議長 安藤洋一君

質問4番 板倉浩幸君の「第8期の介護保険事業計画について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、「第8期の介護保険事業計画について」と題して伺っていきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の医療、福祉、公衆衛生の体制がいかに脆弱なものであったかを浮き彫りに指摘しました。コロナ危機で明らかになった社会保障の弱体化を引き起こす大本にあるのは、歴代政権が取ってきた社会保障削減路線であります。コロナ危機は、人は誰しも、他者によるケアなしに尊厳ある生活を送れないことを明らかにしました。必要なケアを安心して受けられるよう、社会保障、ケアを抜本的に強化することが今こそ求められています。

我が党は、医療、介護、障害者福祉、保育など、命を守るケアに手厚い社会をつくることを政策として掲げています。介護保険制度は、施行後20年間、サービスの削減や負担増を図る見直しが続けられてきました。さらに、総合事業の対象に要介護者が今後含まれることになり、ケアプランの有料化なども検討されています。サービスの削減や負担増一辺倒では、高齢者の生活を守り、支えることはできません。

蟹江町においても、2021年度に向けての高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画を策定するに当たり、住民の要求や実態を反映した住民本位の計画となるよう、町民の要望を最大限盛り込んだものにすることが重要であります。そこで、介護保険事業の質問をいたします。

初めに、20年前に導入された介護保険制度の基本的な考え方について伺っていきます。

そもそも介護保険制度が導入されて20年ですが、導入されたときの経過はどうだったのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度が導入される前は、親などの介護は子供や家族が行うものとされてきました

が、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族の進行、介護による離職が社会問題となりました。こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に2000年に創設されたのが介護保険制度でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。介護保険制度、家族で今まで介護していたのを社会全体で見ようという制度だったと思います。

その介護保険の中に介護保険法の第1条があります。介護が必要になっても尊厳を保持し、能力に応じた自立生活を営めるよう、必要な給付を行うとあります。お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要なときに利用できること、また、自立困難や生活困窮であっても人として尊厳のある暮らしが送れ、住民、町民が安心して生活できる計画でなければなりません。

それでは、第7期の愛知県の平均保険料なんですが、月額、基準額で5,526円です。第6期から335円、6.5%なんですけれども引き上げとなり、介護保険制度がスタートした第1期、20年前の第1期の平均保険料が2,737円です。2倍の負担増となっています。

そこで、蟹江町の介護保険料をお聞かせください。第1期から第7期までの保険料の基準額、月額で、65歳以上でお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまの基準額の月額について第1期から第7期までご紹介させていただきます。第1期の基準額の月額が2,820円、第2期が2,700円、第3期が3,000円、第4期が3,500円、第5期が4,750円、第6期が5,100円、第7期が5,500円でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、第1期から第7期まで基準額、後でも質問いたしますが、基準額というものがあります。県平均で倍ですが、蟹江町においてもほぼ倍になっております。2,820円から5,500円ということです。それに伴い、第7期のことを聞いていきます。現在の第7期ですが、最高段階数とその所得、また倍率についてお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、第7期の現状についてお答えさせていただきます。

第7期では第1段階から第11段階まであり、第11段階が最高の段階です。介護保険被保険者本人の所得や世帯の住民税の課税状況に応じて保険料が異なります。保険料の段階別の割合は、第5段階の基準を1とすると、第1段階が0.3倍、第11段階が1.9倍で1,000万円以上の合計所得の方が対象となり、その他の第2から第10段階がその倍率の範囲内で定められております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。この倍率についてはまた後から詳しくちょっと質問をさせていただきます。

それでは、第8期の事業計画、これから策定していくと思うんですけども、これについて伺っていきます。

今回、この第8期の計画における基本方針、指針等があると思います。これがどのようになっているのかまずお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、第8期の事業計画について基本的なものをお答えさせていただきます。

第8期、令和3年から5年度においては、第7期の計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が75歳を迎える2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画の策定をします。

具体的には、第7期の計画でも掲げました国の5つの基本目標に基づき、体制づくりを進めていきます。1つ目としましては、地域で高齢者を支え合う体制づくりの推進、2つ目として、健康づくりと社会参加・生きがいつくりの推進、3つ目として、認知症施策の推進、4つ目として、安心して住み慣れた地域で暮らすための充実、5つ目として、きめ細やかな介護保険サービスの充実でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今答弁聞いていると、大きく変わらず、第7期をよりよく、もうちょっと発展させながら第8期を考えていくということによろしいですね。

一応、第8期の基本方針的なことがそれなんですけれども、厚生労働省の事業計画の基本方針もあります。それちょっと見ていくと、第8期の介護保険事業計画の基本方針の中に7つの柱があります。先ほど答弁あった2025年、2040年問題、これを見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、2つ目として地域共生社会の実現、3つ目として介護予防・健康づくり施策の充実、推進、これには地域支援事業等の効果的な実施、4つ目として住宅型有料老人ホームとサ高住、サービスつき高齢者住宅なんですけれども、の県との情報連携と設置状況の把握、5つ目として認知症施策の推進、6つ目に介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、最後の7つ目に災害や感染症対策にかかわる体制整備と、この重視する7つの柱があります。

この中でちょっと注目していきたいのが、3番目に申しあげました介護予防・健康づくり施策の充実、推進、地域支援事業等の効果的な実施で、これが要介護者の保険外しにならな

いかであります。これを読んでいくと、要支援1、2の方及び事業対象者に加えて、本人の同意と市町村の判断により、要介護者についても総合事業である介護予防、生活支援サービス等の対象とすることが可能となるとし、今まで要支援1、2は総合事業でやっているんですけども、これが要介護者も保険給付外しになり得ると見えますが、この点についてどのように捉えているのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、地域支援事業の総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業の対象者については、要支援者及び基本チェックリスト該当者しか利用できませんが、令和3年度からは、市町村の判断により要介護者についても介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることが可能となることから、要支援から要介護になった方が従来のサービスを継続して利用できるように、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今答弁のように、要支援者が重度化して要介護になったときに、これをそのまま継続できるようにできるということはやっていくということなんですけれども、そうなってくると、それとは別に今後、最初に認定が下って要介護1、2の方も本人の同意と市町村の判断によって、介護サービスの対象にならず総合事業のほうに回すという可能性はあるのかなのかということなんです。そこで保険外しになるんじゃないかということなんです。それについてももう少しお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました既に要介護1以上の方に対してですけれども、まず、今現在の総合事業の受け入れ態勢としまして、ある程度キャパという受け入れの容量もございしますので、当面の間に関しましては、要支援から要介護に移行した方に関しましては柔軟に対応していきたいと思っておりますけれども、既に要介護1以上の方につきましては、受け入れ態勢等もございしますので、現在はちょっとまだ考えておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

現在のところは考えていないということは、考えていくという方向になるのかなと思うんです。なぜ言うかということ、今まで介護保険を一生懸命、先ほど第7期でも月額、基準額で5,500円という、所得に応じて結構高いんですよ。そんな中で、いざ利用するときサービスが受けられないということにならないように、ぜひともこれについては今後も課題として考えていっていただきたいと思っております。

それでは、先ほどから出た総合事業である介護予防や地域支援事業について、今現在、蟹

江町ではどのようなものがあるのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にございました事業の内容についてご紹介させていただきます。

生活支援サービス事業としまして、かにえまるごとサポートセンターの運営を蟹江町社会福祉協議会に委託しております。また、介護予防サービスとしまして、介護予防訪問型サービス、また介護予防通所型サービスなどがございます。さらに、一般介護予防として介護予防教室などがございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

地域支援事業の中に、かにえまるごとサポートセンター、今、社協に委託していると、これを行っているということです。これについてなんですけれども、担い手として登録されて、講習か何か受けて認定された人がサポーターとなるんですよね。今現在、この登録したサポーターというのは人数が足りているのか足りていないのか、分かりましたらお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

人数に対してのご質問でございますが、現在、足りている足りていないという表現に関しては難しいところもございますが、ただ、サポーターの数が足りていないから困っているというそういった情報は聞いておりませんので、現在適正な人数で運営いただいているかと把握しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そういうことは、情報が入ってこないからいいんじゃないかなということなんですけれども。

ちょっと介護予防について質問していきますけれども、訪問と通所の予防をやっているということの答弁があつたんですけれども、特に介護予防、介護サービスと違って予防で重度化しないようにという施策なんですけれども、これ自体介護保険事業でいつも決算、予算でちょっと言うんですけれども、何もかも押し込んでしまうから介護保険料に跳ね返ってくるんじゃないかということで反対したりするんですけれども、この中で本当に介護事業の中で本来やらなければならないのか。

一般会計で実施している予防施策、特に飛島村のことをちょっと調べたんですけれども、一般会計で結構行っているんですよね。高齢者の生きがい活動や先ほどのかにえまるごとサポーターもそうなんですけれども、あといろいろなやり方で、若干蟹江町とは違うんですけれども、特別会計の中で行っていない介護予防の事業を結構行っています。

そういうことで、実際蟹江町で一般会計での事業の予算化というのはできないのか、これ

についてお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問の介護保険事業の一般会計化ということについてでございますが、法律が定める介護予防サービス事業の枠内であれば特別会計で実施すべきだと考えておりますが、枠にとらわれない独自事業を一般会計の事業として検討していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

介護保険法で定めることがやっぱりあります。介護予防でも特別会計のほうでやれば公費の負担もありますし、蟹江町単独の実質の持ち出しも少なくなるんですよ。

それで、枠にとらわれないという今答弁あったんですけども、実際、飛島のことも話をしましたけれども、それもちょっと参考にしながら、どこまで介護予防サービスのほうでやるのか、一般会計でちょっとできないこと、高齢者の施策の中でも配食サービスもあります。社協のほうに結構お願いしている事業もたくさんあります。その中で、もう少し枠にとらわれないように、介護保険じゃなくて一般会計のほうでもうちょっと充実をさせていただけないかなと思います。

それでは、特別養護老人ホームについてお伺いをいたします。

介護老人福祉施策の特養の現在の待機者数というのは蟹江町どのぐらいいるのか。また、入所待ち期間を短縮するための整備があると思います。これについて、第8期に向かって新たな施設サービスの創設等の考えがあるのかないのかお答えください。これについては、保険料の算出、介護サービスの給付金にも関係してくると思いますので、お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまの特別養護老人ホームの待機者の数についてお答えさせていただきます。

令和元年12月に愛知県が待機者について調査をしております、そちらの調査に関する人数ですと、現在、蟹江町は19名の方が待機者として待っていただいております。

また、それに関する次期の計画についてでございますが、現在、蟹江町にある特別養護老人ホームに入所するには、一定期間、入所を待っていただく状況が続いており、利用者と介護者の負担になっております。こうした状況を改善するため、蟹江町に住所がある方だけが入所できる地域密着型の特別養護老人ホームの整備を第8期の計画に記載させていただく予定です。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

特養の待機者数19名、ちょっと19名といっても微妙なんですよ、2つの施設に申し込ん

でいるとダブルカウントしちゃうとか。現在把握しているのが大体19名だということ。それに伴い、今言いましたように入所待ちが現実あるから、早く入所してもらうために整備で、地域密着型の介護老人保健施設、これを予定していると答弁がありました。実際にこれで待機者の方も、蟹江町住民、地域密着ということで蟹江町限定なんで、19名の方もひょっとして入所待ちの時間を短縮できるということも可能になってくると思います。ちょっと前からそういう話は聞いていて、今答弁あったようにできるということはすばらしいと思いますので、ぜひともお願いいたします。

今、算定にも関係してくるんじゃないかということも踏まえて、第8期の保険料、また利用料についてお伺いをしていきます。

令和元年度末の基金です。前年度より4,300万円積み立てをし、約2億8,900万円の決算が9月議会でも可決されております。では、現在の介護保険での基金、どのぐらいになっているのかまずお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問の基金の金額についてお答えさせていただきます。

令和2年11月末現在の介護給付費準備基金の額は3億5,297万4,451円でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

多分、そのまま決算もそういくのかなという感じなんですけれども、そうするとまた新たに6,000万円ぐらい積立てできるのかなということが今あったんですけれども、基金の話をしていきます、これから。

先ほど基金が、9月の議会でも令和元年度で2億8,000万円ぐらいありました。そのときの決算でも、繰越金も結構あるんですよ、1億6,000万円。これ、基金に積み立てずに次期繰越金ということであるんですけれども、この基金を活用して、あらゆる手だてを講じて第8期の保険料の負担軽減を図る必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にありましたように、基金を最大限に活用し、保険料の負担軽減に努めさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

基金、活用してやっていくよと。前回も、6期のときもそうなんですけれども、基金も使いながら保険料を5,100円から5,500円に引き上げました。その400円引き上げたが、じゃ基金、これだけまた積み増しをできるというのが、実際、6期のときに5,500円にして本当にこれが正しかったのか、見直しが。このこともありますので、これ、ちょっとまた後でお伺いをしていきます。

それで、払える保険料にするにはこれからどうしたらいいかということです。一番いいのは国の負担、今、公費負担で半分みえています。それを増やすことが本当は、国保でもそうなんですけれども、国保費を増やすというのが一番の解決だと私も思います。でも、なかなかその方向にいかない。

じゃ、町においてもこれだけの基金、最終的に今年度も3億6,000万円ぐらいになりそうだとすることで、実際ここまで基金をためる必要があるのかないのか。貯蓄と一緒に、持っていれば何にでも使えるから持っていたほうがいいという、意味合いはそうなっちゃうんですけれども、これだけの基金をためる必要が本当にあるのかないのか、その点、もう一度お願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの基金の積み立てについて、適正な金額という趣旨でご質問いただいているかと思いますが、確かに、現在の基金の残高については少々多いというふうに感じております。

また、今後の計画につきましては、先ほどのお話もございましたけれども、地域密着型の特別養護老人ホームの建設も考えております。そういったところに今まさに保有しております基金を投入し、保険料の安定化に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

だから算定するときには施設の今、確認を取ったんですよね。それも事実上、算出に必要なということ、施設ができるということ、これに基金も使っていきたい、保険料の軽減を図っていきたいということです。

じゃ、実際に今、決算が2億8,000万円、今年度あたりで3億6,000万円となるんですけれども、愛知県全体でも基金ありますよね、介護保険についての。それについて、最終的に県の基金を活用することも可能なのか。ここまで持たなくても、もっと使っちゃって保険料を低く抑えながらやっていって、県の基金も活用する方法もあると思うんですけれども、この点についてお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました県の基金の活用についてでございますが、基本的には市町村が保有する基金等で、活用して何とかやっていくというのが基本的なものとなってくるかと思えます。ただ、計画にないようなものができた場合に、どうしても足りない場合、緊急措置的に県の基金を活用するというはございますけれども、やはりそれは緊急的な措置という形で考えておりますので、原則は、県の基金に頼らず、自治体の財源に基づいて運用していくということを基本に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

どうしても足りなくなったら一応使えますよね。最後の緊急的に、もうどうしても困ったとなったときに県の基金も活用したいということです。

じゃ、実際、今まで質問しながら答弁を伺って、第8期の現在の段階で保険料の策定、まだ出ていないかもしれませんが、ある程度決まってきたと思います。この見直しの現段階の方向性というのか、その点あったらお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

第8期の保険料の方向性でございますが、第8期の介護保険料については現在策定中でございますけれども、方向性としましては、第7期の保険料から小幅な増加の方向で検討をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、据え置きではなく、小幅というのはどのぐらいだということになっちゃうんだけれども、小幅な増加ということが今答弁なんですけれども、じゃ小幅、5,600円か、微妙なところ。もう少しちょっと後で。

じゃ、実際にその方向性なんですけれども、介護保険料の滞納者、ちょっと2020年はまだ確認は取れていないんですけれども、2019年度で165人あります。保険料の負担の軽減等、これから若干聞いていくんですけれども、制度の拡充が求められていると思います。介護保険料、高齢者が払える保険料にする方法についてちょっとお伺いをしていきます。保険料の段階を多くし、低所得者の負担軽減だと思います。そこで、ちょっとお聞きをしていきます。

2019年10月の消費税増税に伴い、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料が引き下げられました。これは、引き下げられましたが、消費税のために引き下げたんですけれども、特に低所得者の人は、この人たちほど負担が重くなるのが消費税では言われております。

そこで、保険料を超える本人負担増で消費税はあります。保険料の段階を多段階化し、低所得者の率を引き下げ、最初に聞いた11段階、現在あって、第1段階で0.3なんですけれども、これを引き下げて、高額所得の率や基準を引き上げる応能負担の考えはないのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてですが、今後、介護サービス利用料については、高額所得者の負担額の増加が予想されるため、率や基準は現状を維持したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

ここで、少し早いですが、暫時休憩します。午後1時から再開します。

(午前11時58分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○2番 板倉浩幸君

それでは、引き続きお昼からもお願いいたします。

今、保険段階の数も、低所得者の率を引き下げてと質問しましたけれども、今後、最高段階の方も増えるという予想も今、答弁あったんですけれども、実際に所得の低い方、町では第1段階の減免が行われています。これは大変評価できる実績でもあると私も思うんですけれども、これをもう少し上乘せして、せめて第3段階ぐらまで、0.5、0.7の割合の方をもう少し上乘せする形はできないのかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

現在、蟹江町では、第1段階の方に対しまして減免の制度というものを設けさせていただいておりますが、これを2段階、3段階へと拡大というご要望でございますけれども、そのことにつきましては、必要があれば今後の検討課題となっておりますが、現状ではまだ考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

今までずっと第8期の介護保険料についてお伺いをしてきました。この質問なんですけれども、以前にも聞いておりますけれども、なかなか状況が、上乘せできないということで再度聞きたいんですけれども、実際に保険料を何とか無理して納めました、でも、利用料が払えず、実際介護サービスが使えないという実態もあります。これについて、低所得者に対する介護サービスの利用料の軽減、負担軽減策を今回また実施する考えはないのかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの介護保険サービスの利用料の負担軽減策に対するご質問でございますが、現在、介護サービス利用料の負担軽減策の拡充は考えておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

介護保険の保険料もそうなんですけれども、利用料自体も本当の意味で負担軽減をぜひとも考えていただきたいと思います。

ちょっとこれ、通告していないんですけれども、住民からの受領委任払いの話をちょっと聞きたいんですけれどもよろしいでしょうか。

この質問、9月議会の決算でも質問をしました。住宅改修と福祉用具購入の受領委任払いの話なんですけれども、これ、介護サービスを利用して在宅で過ごすのに、必要に応じた住

宅改修や福祉用具の貸与、購入、介護サービスなどが必要となり、負担限度額を超えることも想定されております。この受領委任払い制度の導入で、各サービス利用の際の自己負担額が本人負担限度額を超えたとき、超過分を直接自治体が払うことになり、利用者の一時負担を軽減することもできます。

しかし、9月議会でもまだ制度の導入はされておられません。9月議会の答弁でも、検討して来年度には導入できる方向でただいま整備を進めていると答弁してもらっています。じゃ、実際に現段階で来年度4月からできるのか、その辺もうちょっと具体的に、いつからか、できるか、決まっていましてらお答えください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました福祉用具及び住宅改修に関する受領委任払いの時期についてでございますが、かねてから来年度には導入させていただくという方向でお答えしておったところですが、ちょっと明確な時期に関しましては、法の整備に関しましては4月ぐらいの段階で用意させていただく方向で考えておりますが、相手との契約などもございます。また、周知のこともございます。そういったことを含めると、来年度早い時期というご理解でいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

ぜひとも早い段階で導入していただきたいと思えます。

次に、ちょっと民生部長にもお伺いをしていきます。

最初の答弁にもあった、何で介護ができたんだということも含めて、家族が担うことが中心だった介護を社会全体で担うということで始まった介護保険制度です。介護が必要な人が適切なサービスを受けられるように社会で支援をすると、目的とした制度であります。

じゃ、実際どうかと。保険給付の対象を狭めたり、自己負担を引き上げたりして利用を抑制するとともに、介護報酬を切り下げ、介護サービスの提供体制の基盤を掘り崩したと私はどうしても考えてしまうんですが、この点について部長の考えをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度につきましては、2000年、平成12年に施行され、今年で20年の節目を迎えました。冒頭で介護支援課長から申し上げましたとおり、それまで家族が担っていた介護の分野につきまして、介護の社会化や見える化が図られたという観点では、制度の目的は達成されてきているのかなというように思っております。

しかしながら、現在、私たちは、財政的な見地でもって制度に強い危機感を持っておるところは事実でございます。議員からもございましたけれども、この20年で介護サービス利用者は3倍、要介護が多くなってくる75歳以上の人口は2倍になりました。

そして、これを賄っていくべき介護保険料につきましては、議員からもありましたように、

65歳以上の方につきましては2倍以上になりましたし、支えていらっしゃる40歳から64歳の負担する保険料であるとか、折半する事業主さん、雇用主さんの保険料負担も、もはやもう限界に来ているのではないかというふうに思っております。

このような現状の中、国のほうでは、昨年9月から全世代型の社会保障検討会議が開催をされておるところでございます。介護保険制度にありましては、保険料負担の年齢層を40歳からどの程度もう引き下げていくのか、もしくは所得の高い高齢者の介護保険料とサービス利用負担の引き上げ、これはもはや避けられない議論のところであろうというふうに認識をしております。

当町といたしましては、こういった国の動向を注視しつつ、皆様方の過度な負担になり過ぎないか、ここは目配りをさせていただきながら、介護保険制度の適切な運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

その辺で給付をちょっと狭めたんだということはやっぱり分かっているんですね。そういう意味で負担増も押しつけながらなので。

じゃ、最後に町長にもお伺いをしたいと思います。ちょっと答えにくい質問かなとも思いますけれども、ぜひとも首長としての考えでお聞かせいただけたらいいのかなと思います。

菅首相は、自助・共助・公助、先ほど戸谷議員からも自助・共助・公助の話が出ましたけれども、について一貫して、まず自分でやってみる、そして地域や家族がお互いに助け合う、その上で政府がセーフティーネットで守ると言っております。これまでの社会保険から、地域や家族の支えにすり替わっていると思います。特に自助を強調し、社会保障に対する国の役割を一層縮小しかねないと考えていますが、いかがでしょうか、町長の考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

菅総理じゃございませんので心の内までは分かりません。ただ、自助・共助、僕は「近助」と言っていますけれども、それと公助、これについては、板倉議員もよくご存じだと思いますけれども、やっぱり災害に対する国民の認識度が相当強まったというふうに思っています。最終的には当然、公の組織が、災害の場合、それに頼ることが多いんですが、現実としては公の救助率というのは非常に低いんですね。時間がかかります。

ですから、やっぱり自助だけではなくて自助と互助、共助、これが一つになって全部を支えるということを総理はおっしゃったんじゃないのかと。先ほど言いましたように、それが全てじゃないと思います。ですから、これが全て社会保険制度につながるかどうかについては、言及は私もすることはできません。

ただ、先ほど民生部長が言いましたように、非常に厳しい状況になっているのは蟹江町だけではございませんし、実際、2040年になれば1.4人から1.5人が1人を支える、いわゆる肩車式の制度になってしまう、これはもう否めない事実でございますので、そうなる前に、しっかりとした社会保障制度を構築していただくのが国の役目だというふうに思っています。

私も、2号被保険者、そして1号被保険者で介護保険制度は支えられております。そんな中で、国の資金を入れていただければそんなありがたいこともありませんし、国保も、いつも言っております、全国自治会、全国町村会、そこで公的資金をもう少し入れていただいて、我々としては法定外の繰り入れを最低限にして、そしてほかにお金を使いたい、これを我々としては思っているわけであります。

答えになったかどうかは分かりませんが、その意味をご推察いただいて答弁とさせていただきます。お願いします。

○2番 板倉浩幸君

最後に、本当に答えにくい質問だったと思います。

せめて社会保障、特に介護のことを質問してまいりました。ぜひとも住民の立場に立って、介護保険制度、どうしても必要だと思えます。そういう意味で一層進めていただきたいと思います。

以上で「第8期の介護保険事業計画について」の質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、介護支援課長の退席と、政策推進課長、まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時11分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時14分)

○議長 安藤洋一君

質問5番の高阪康彦君については欠席の届けが出ておりますので、次の、質問6番 黒川勝好君の「平成の置き忘れ」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川でございます。

「平成の置き忘れ」ということで質問させていただきます。ざっくりとした表題でありますけれども、取りあえず通告書は出してございますので、お分かりいただいております。

す。

それでは、まず1問目からいかせていただきます。

昭和54年に第1次蟹江町の総合計画というものが策定されました。おおむね10年間の長期的なまちづくりの基本理念や方針を示すものであります。そして、来年、令和3年度からは、また新たな第5次の総合計画が発表されることとなっております。

そこで、まず最初に、今回の第5次の蟹江町総合計画策定に当たりましてどのようなご苦労があったのか、最初に町長からお聞かせを願いたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいまのご質問につきまして、まず、総合計画所管の担当所属長としてお答えをさせていただきます。

第5次総合計画の策定に向けましては、住民の皆様の様々な視点からご意見をいただけるよう、各種ワークショップの開催を考えておりましたが、コロナ禍によりまして、対面形式の意見交換の場を設定することが極めて難しい状況となりました。そこで、公募による住民ワークショップを文通形式としまして、郵送でご意見を頂戴いたしました。また、団体ヒアリングにつきましては、郵送形式のみならず、オンラインで実施することができた団体もございます。一部の団体については、コロナ対策をしっかりと講じた上で対面して行うこともできました。

結果としまして、苦労も多々ございましたが、貴重なご意見を多数頂戴することができ、新たな形で住民の方々と対話できたことは、行政としまして大変有意義な機会、そして経験となりました。

○町長 横江淳一君

それでは、黒川議員のご質問、今ほぼ担当の課長が答えたんですが、やっぱりワークショップが開けないということが非常に我々としては残念でございました。黒川議員もご記憶があると思いますけれども、第4次総合計画のときには議員さんの代表も出ていただいたり、第3次総合計画のときは全く私どもは関与してございませんでした。同じく議員をやらせていただいておりますので。ただ、第4次総合計画には、やっぱり皆さんの意見を聞きたいということで、ワークショップ形式で産業会館でやった、それを第5次総合計画に、より手厚い状況で民意を集めたらいいんだろうかということを計画しておったにもかかわらず、コロナ禍ということで、先ほど言いましたように、リモートも含めていろいろやっていただいた団体もあったやに聞いてございます。

ただ、最終的には推進会議の中でしっかりとお決めにいただき、まだまだ十分足りない部分はあるかと思いますが、もうしばらく時間がございますので、しっかりと計画を練って出ささせていただければなというふうに今思っております。

以上です。

○6番 黒川勝好君

今回は、コロナ禍ということで大変いつもと違った状況の中、いろいろな策定に取りかかっていただいて本当にご苦労さまだったと思います。

それで、ちょっとこれを振り返ってみますと、第1次総合計画から始まっておるわけですが、第1次総合計画というのは、昭和54年度から10年ということで63年度まで、そのときの人口の予想ですよね。これが、昭和54年当時が3万1,000人ございました、蟹江町の人口ですね。それが10年先はどれぐらいになるかという予測をこの時点で立てられたときに、4万3,000人という数字が出ておりました。

第2次、これは平成元年度から12年度までであります、予想が3万8,000人、10年先ですね。だから、平成元年のときに4万3,000人の予定がそれまでいってなくて、結局、第2次では、今度は10年先は3万8,000人になるんだろうなという予想が立てられました。

そしてまた第3次、これ、13年から22年、13年の時点で10年先、22年には4万人になるであろうという予測を立てられております。そして、第4次でありますけれども、これは平成23年から10年先は、今年ですね、3万8,000人になるだろうというような計画を立てておられましたけれども、今年を取りあえず3万7、8千ですからそれなりの数字になっておるとは思うんですけども、ことごとくこれまでの数字が外れてきたということ、これはどういう原因があるのかお分かりになればお願いいたします。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいま総合計画で決定された人口ということでご質問を頂戴いたしました。

お答えの中で一つ補足させていただきたいのが、各年次で掲げている人口というのは、予想ではなくて計画の目標ということで掲げてきたものであるということをもまずご理解いただきたいと思えます。

議員に今おっしゃっていただきましたとおり、第1次は約4万3,000人、そこからスタートして、この第5次で今3万8,000人を目指すという策定段階にあるわけですが、当町におきましては、第1次計画から第4次計画に取り組む一連の流れの中で、人口増加に有効な住環境、通勤環境、そして、子育て環境の整備に力を入れてまいりました。結果としまして目標人口には届かなかったものの、この間、今日に至るまで蟹江町の人口は増え続けております。

しかし、県下を見ますと、日進市や長久手市のような丘陵地への移動傾向が強く、海拔ゼロメートルの地帯となるこの海部地域におきましては、海部地域全体で見ましても人口は伸び悩んでいるという、地理的条件も大きいというふうに思っております。

また、当町の年齢別人口の推移ですね、年齢別に人口の推移を見ますと、高齢者人口のみが増加し、年少人口と生産年齢人口は減り続けておりますので、今後は、子育て世帯や勤労世代に焦点を当てた行政サービスの向上、そして、町の安全と安心を高める施策がより一層

必要であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

これは町長はないですか、僕、書いておいたけれども。町長としての意見は。

○町長 横江淳一君

今、課長のほうも言ったんですけれども、僕もそう思ったんですけれども、先ほど、多分黒川議員も分かってみえると思うんですが、計画じゃなくて目標だったんですね。ですから、ことごとく外れておるといふのか、非常に厳しい状況にあるのは事実であります。住環境の整備等々もずっとやってみえたというふうに思いますし、我々、第3次総合計画の頃は、商工会でいろんな地域の話聞いていた、青年部をやっている頃でありますけれども、ここを開発するといふねというふうな話はたくさんあったように思っています。

ただ、なかなか計画が前に進まない状況であったのも事実であります。そんな中で人口の伸びはあるわけです。ただ、世間の話聞きますと、どうしても東側のほうに丘陵地があり、優良地があり、お金は高いんですけれども、バブルも手伝ったんでしょう、どんどん産業地が東のほうに行ってしまったという事実はございます。西のほうは、どうしても低湿地帯ということで非常に安心・安全が危惧された、これも非常に残念ではあります。

しかしながら、今現在はしっかりとした排水機、そして基盤整備、インフラ、整ってございますので、どんどんこれからは西のほうに広がっていくべき、4市2町1村が協力をしてインフラ整備に努めていかなきゃいけないな、こんなことを今現在、思っておるわけであり

ます。

以上です。

○6番 黒川勝好君

そうそう、目標計画人口ですね、そういうふう書いてあったと思います。僕もここに書いておったんですけども、読み間違えまして、目標計画人口とか推計という言葉を使って予想されておったわけなんですけれども、ことごとく、増えるであろうという計画が、なかなか思うように蟹江町は増えていかなかった。その理由として今述べられたことがあったように、私もそう考えております。どうしても東、東と、人間、日いずると、日が上がってくるほうに行くのは、これ、習性らしいですから、こら、蟹江町が取り残されたという言い方はおかしいかもしれませんけれども、思ったように人口は上がっていかないと。

もう一つ伺いますが、昭和42年に蟹江町は、JR蟹江駅北口が2,720平米、南口が2,400平米、近鉄蟹江駅が4,380平米と都市計画決定をされておりますが、これまで大幅な遅れがあったように思っております。これはどのような原因があったと推察されるか伺いたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいま、昭和42年、都市計画決定をしたにもかかわらず大幅な遅れが生じている原因はどこにあったかというご質問だったと思いますが、ご回答をさせていただきます。

昭和42年ですね、議員おっしゃったように、都市計画決定後、高度経済成長期の終わりを迎える昭和48年度から平成16年度にかけて、蟹江学戸や第二学戸といった区画整理事業によりまして、現在の学戸小学校区内をはじめとした地区の基盤整備を行っておりまして、現在では、ご承知のとおり良好な住宅地が広がっていると思われま。

そして、学戸地区の整備の終了が近づく平成13年度からは、JR北側の現在の桜地区において区画整理事業を実施しておりまして、事業開始前の人口は約30名ほどであったところが、現在では1,200名を越す住民が暮らす地区となっております。

駅前広場につきましては、都市計画道路の一部でございますが、まずJR北口につきましては、先ほどの桜地区の区画整理事業により整備を行っております。南側の駅前広場につきましては、今年度、用地の約半数を占める所有者であるJR東海さんのほうから用地の購入を予定しておりまして、残りの住宅地等につきましても、物件調査を今年度実施しております。

もう一点の近鉄蟹江駅前広場につきましては、駅前広場付近の混雑緩和のため、暫定ではありますが拡張整備を行いまして、今年3月から供用を開始しております。

こういった基盤整備につきましては、多額の費用がかかる事業でございまして、多数の事業を同時に行うということはなかなか難しいというような状況の中では、着実に進んでいるのではないかという認識でおります。

○6番 黒川勝好君

着実に進んでおるといふ今ご回答がございましたけれども、着実ですよ。これは、どこまでが着実にいっておる、どこがまだまだ遅れておるといふ判断はいろいろ見解の相違があると思いま。

それでは、私、今回、第1次総合計画から第4次の総合計画までを読み返してみました。特に蟹江町の玄関に当たる駅周辺を見てみました。第1次総合計画のときから、近鉄名古屋線の高架、そして蟹江駅南口の開設、JRに関しましてはJR関西線の複線化、駅前広場の整備が必要であるということが、第1次ですから昭和54年の当時からそのように書かれております。

そしてまた、南北を走る道路、西尾張中央道はございますけれども、あと全てがJR関西本線と近鉄名古屋線で分断されている。踏切を撤廃して立体交差にすべきであるということも、この第1次のときに書かれております。

そして、第2次過ぎて第3次、平成13年の総合計画では、近鉄蟹江駅周辺、これは町の中心拠点と位置づけておりまして、南北の駅前広場、蟹江駅の橋上駅舎化、この第3次から、高架という言葉じゃなくて橋上駅という言葉に替わっております。橋上駅化すると。そして

また、JR蟹江駅周辺はサブ拠点と位置づけ、駅前広場、公園整備を行う。当然JRの複線化も書かれておりました。

もちろん、平成23年、第4次からは、蟹江町長ご自身が最初から携わってみえると思いますが、一番、町長が分かってみえると思います。

それで質問させていただくんですけれども、JR蟹江駅の橋上駅舎化がいよいよ来年の1月30日、行われます。平成29年度から令和3年度まで事業が行われまして、事業費が26億3,000万円、自由通路の延長83メートル、幅員が4メートルと、駅舎面積が590平米、エレベーターが4基ということで、すばらしい駅が誕生するわけであります。横江町長の手腕の見せどころだったと思いますけれども、よくやり切られたというふうに私も思います。高く町内外から評価をされておるといふことも聞いております。

そこで、来年1月には式典をされて完成するということですが、以前にも私、聞かせていただいた南口の開発が、実際、今、見た目でもまだ何も手つかずのような気がいたします。これ、前回の一般質問でも私、質問をさせていただきましたが、再度お聞かせを願いたいと思いますが、この南口の開発の計画をお願いいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、JRの南側の開発についての今後のスケジュールということについてのお答えをさせていただきますが、その前に、議員もおっしゃっていましたが、JRの自由通路と橋上駅舎につきましては、1月31日に供用開始をいたしまして、前日には記念式典というものを開催させていただきます。式典につきましては、議員の皆様にもぜひご出席をいただければと思いますので、この場を借りてよろしく願いいたします。

それでは、今後のスケジュールについてということでお答えをさせていただきますが、先ほどのお答えにもありましたが、まず今年度につきましては、JRの用地の一部の購入と、あとは物件調査のほうを実施させていただいております。今後につきましては、自由通路及び橋上駅舎化事業の事業効果の早期発現のため、都市計画道路の南駅前線については来年度中に事務手続き等を行いまして、令和4年度から第1期工区として、駅前広場からマンションのロイヤルステージまでについて事業を始めさせていただきたいと。その後、第1期工区の進捗に合わせまして、第2期工区としては、マンションから蟹江町の消防署までの整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

だから、年度、何年度までにと。やることは分かっておるから。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

終期になりますというお話なんですけれども、まだ、今、実際計画をしておる段階でございまして、国庫補助金だとかそういったものを頂きながら整備を進めていく予定ではござい

まして、スケジュールとしては、5年から7年ぐらいのスパンでやっていけたらというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

こんなものは、きちんと決めてやらなきゃいつまでたってもできませんよ。僕ら期待してるわけで、僕も、JRの駅舎の橋上化に対してはまだほかにやり方があるんじゃないかということで、いろいろとこの議会の中でも議論をさせていただきました。けども、立派なものができるならそんないいことはないし、議会の皆さんも賛成多数だったということで、私も今喜んでおります。皆さんも喜んでおると思います。

けども、もう今、外から見れば大体分かるんですが、あんな立派な駅ができておるわけですけども、南口は、見てみますと全く何もやっていないですよ。平成29年に取りかかったわけですよ、駅の仕事ね。その前から、北は先に終わりましたから南はもうやらなきゃ。駅が立派になるならやらなきゃいかんことは、もうどうにかつとるはずですよ。もうちょっときちっと、だから計画的に物事をやってもらわんと、今でも、5年から7年かかりますよと、そんなことを言っとつたらできないですよ。

今回、僕が題目に挙げさせてもらった「平成の置き忘れ」、これ全てそういうことになってきとるわけです。昭和54年から第1次総合計画を立てておるわけです。大きな10年ずつ、その中でいろいろと変わってきます。10年の中でも、やれること、やれんことあるから変わってきますよ。適当な数字を言つとるもんですからだんだん後延ばしになって、やれんことは遅くなっていっちゃうんですよ。平成、もう31年たちました。これ、昭和足すと40年ですよ。だから、きちっと物事は決めていかんと、いつまでにこれをやるということを決めていかんことには、だんだんまた置き忘れになっていっちゃうもんで、僕はそれを心配しておるわけですね。

それで次の質問をさせてもらうんですけども、これ、JRの蟹江駅はできたと。そうすると、やっぱり皆さん期待しておるのは今度は近鉄の蟹江駅です。JRの利用者より近鉄の蟹江駅、ずっと多いですよ、乗客数も。電車の本数もずっと多いです。

そこで、昭和54年の最初の第1次総合計画にも書いてありますとおり、近鉄蟹江駅の南口改札、そして、最初は高架という話でしたけれども、第3次の総合計画からは今のJRと一緒に橋上化ということになってきたわけですけども、橋上化の駅を誰しも、町民の皆さん期待をしておるわけですね。JRができた、次は近鉄だとみんな期待をしておるわけですけども、この辺の状況はどうなっておるかお伺いいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問、近鉄蟹江駅の橋上化等の進捗状況についてということでお答えをさせていただきます。

過去の総合計画では、橋上駅を整備したいということで書かせていただいております、第4次の現在の総合計画についても、可能性についての構想というようなことを書かせていただいておりますが、現時点で近鉄蟹江駅の橋上駅舎化という予定は、申し訳ありませんがございません。また、近鉄から駅舎の建て替えといったお話も、まだ町のほうには届いていないような状況でございます。

今後、駅の南の宝地区のまちづくりというものを検討していく中で、都市計画として必要がございましたら、南側の駅前広場を検討するとともに、南側から駅へのアクセス向上を考慮した駅舎の整備方法については検討をしていきたいと思っております。

○6番 黒川勝好君

ちょっと待ってくださいよ。近鉄の駅舎の橋上化の計画は全くないということはどういうことでしょうか。これ、近鉄さんも自分のところが言えば自分がやらないかんから、近鉄からは言ってこんと思うですけども、これ、昭和54年からそういう計画を立てておるわけですよ、蟹江町は。計画としてですね。それがもう40年です。40年たってもまだ、僕はもうちょっと今日いい話を聞かせていただけたらと思ったんですけども、進捗状況でね。まだそういう話は全然していないということだと、ちょっと僕、これはおかしいような気がするんですけども、何か、町長ありましたらお願いします。

○町長 横江淳一君

大変期待薄で申し訳ございません。近鉄の整備につきましては、今回、駅北都市計画決定の部分のところを調整させていただきました。ご存じのように、トヨタ系のレンタカーのあるところを奥に下がっていただいて、ちょっと時間かかりましたけれども、まだちょっと狭い感はありますが、あの部分でできるだけ渋滞を起こさない、そういう動線をつくらせていただきました。

近畿日本鉄道さんとは、もう8年前、足かけで9年ぐらいになる、JRさんと同じぐらいのときに実は話し合いをスタートさせていただき、黒川議員も十分ご理解いただいていると思いますが、鉄道事業者というのは非常にナーバスな考え方をしておみえになります。下水道一本、下を通すだけで、基礎が緩むと非常に危険だということで普通の施工の3倍、5倍のお金がかかるのが当然であります。駅舎のことにつきましても、ポイントの機械がすぐそばにあるからなかなかそれを壊すことができない、いろんな理由があるわけであります。

今回、このロータリーの整備につきましては、近鉄サイドさんとは本当にお話をさせていただいております。今後のことにつきましても、決してこれが終わったわけではなくて、まず1次の計画としてここまでやろうじゃないかということで、これからも継続的にお話をさせていただきます。担当者にまだ詳しい話は、実はしようと思いましたがこのコロナで、代表者の方ともちょっとお話はさせていただいたんですが、鉄道業者自身が今それどころじゃないということで、今、非常に厳しい経営状況が続いております。JRさんもそうでありま

しょう。ただ、情報がなかなか我々のところに入ってきていないのも事実でございます。

ですから、今後、第2次の整備として駅舎の検討もしなきゃいけないよね、今後の考え方、南側の改札もという話はもう再三再四してございます。しかし、JRのときもそうでありまして、土地の所有者は向こうであります。鉄道事業者はやっぱり鉄道事業者の立場でいろんな情報を出してくるわけでありまして、我々は地方自治体として、限られた予算の中で精いっぱいこれからも動いていかなきゃいけないのかなど。

ただ、交渉をやめたわけではございませんので、さっき言った5年、7年、いろんな話が、JRの話もありましたが、それはあくまでも目標であって、一日でも早く、一年でも早く話がつけば、財政が許す限り前へ進めてまいりたいというように思っております。近鉄も、あれだけたくさんの方が一日乗降客、乗るわけでありまして、しっかりと前に進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○6番 黒川勝好君

だから、僕が言いたいのは、第1次の総合計画、54年だけれども、もっと前からあったと思うんです。近鉄蟹江駅、JR蟹江駅、あれを高架にしよう、橋上駅にしようという話はずっと前からあったと思うんです。それで、やっとこの総合計画をつくるようになった昭和54年から、第1次、第2次、第3次、第4次、ことごとく、この蟹江の顔ですがね、駅というのは。そうでしょう。その駅をやるに当たってずっと我々は検討しとっていただけると思つとるし、町長、立派なもんですよ、JR蟹江駅をあんな、やり切っちゃったんですもん。こんな100億円ぐらゐの予算の蟹江町がですよ、JRにはほんのちょっとしか出させずに、自分のところで全部やってしまうと。それは立派なもんだと思ひますよ。4,700万円じゃなかったですか、あれ、20何億円かかっておつてね。立派なもんですよ。

そうすると、やっぱり町民の感覚としては、次は近鉄だと誰しも思ひますよ。それで、もう40年もかかっておるわけですよ。ある程度の構想を練つて、もう行くばかりになつとる、そんな気持ちが僕は町民はあると思ひます。僕も間違いなくあるし、皆さんも、やっぱり利用者なんて特にそう思つとると思ひますよ。

じゃ、もう一つお伺ひしますが、近鉄の南のほう、南の1号線まで市街化、それは当然、駅をよくするにしたら市街化の話も出てくると思ひますけれども、この辺の話し合ひはどうなつとるですか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、近鉄蟹江駅の南から1号線までの市街化に変更するという話の進捗状況についてということでお答えをさせていただきます。

まず、この近鉄蟹江駅の南地区、今、市街化調整区域のところにつきましては、都市計画のマスタープランにおきましては、将来的にまちづくりを検討していく区域ということで位

置づけをさせていただいております。実際、地元住民の有志の方により検討会というのも開かれておまして、この検討会によって、昨年度には、地域の地権者の方や住民の方に対してアンケート調査も実施されております。回答率も90%近いということで、かなりの期待度といたしますか、関心は持っていたいただいているのかなとは思いますが、今後、地域のまちづくりに対する機運をさらに高めていっていただくというような段階であります。

今後、地元の方の合意を得まして具体的な基盤整備の手法が決まるということになりましたら、市街化編入に向けて調整を行っていきたいと思っております。

○6番 黒川勝好君

今、市街化のほうの話も出ちゃったのでいかにすけれども、もう一回、近鉄の駅の話もさせてもらいますけれども、先ほども町長言われた駅前ロータリーね、あそこをやっと整備していただいた。あれも30年越しの懸案だったところですよ。けれども、せっかくやっただいて申し訳ないんですけれども、やっぱり南口が開いていないもんですから、どうしても踏切で閉ざされちゃうわけですよ。ですから、申し訳ないんですけれども、あれ、よくなったけれども、乗り入れとかそういうことで多少よくなったのかなという話は、あまり僕はよくなったという話は聞かんですよ。

やっぱり南を開けてもらわんと、南口から入れるようにしていただかんと、どうしてもこの近鉄蟹江駅というのは、JRでもそうですけれども、両方から乗り入れせんことにはどうしても、朝なんかの交通渋滞はすごいです。近鉄の本数が増えたもんですから余計です。7時台なんか10本ぐらい来るんじゃないですか。開かずの扉みたいになっちゃって大変なもんですから、本当に皆さん期待をしておるんですよ。JRが終わって、町長やり切ってくれたぞ、だったら近鉄も町長、やり切ってくれるんじゃないかなということを実際に思ってみえる。そうするにはやっぱり南口ですよ。南のほうを開けてもらわないかんし、南を開けようと思えば市街化にさせていただかなきゃいかん。あれはまだ調整区域ですもんね。

僕も長いこと議員やっているもんですから、一般質問でもあそここのところをやらせていただいたことがある。最後はやっぱり地権者ですよ。地権者の皆さんの了解をいただかんとにはなかなかできる問題ではない。それは難しいのは分かるとるけれども、これも何遍も言うようですよけれども、40年、50年、懸案ですよ。もっと早く市街化になっていけば近鉄の南を、そうしたら4万、5万という数字、5万はちょっとオーバーかもしれませんが、当時の流れからいけば4万やそのぐらいはすぐ蟹江町はいったったと思います。

けれども、やっぱりネックですよ、近鉄の南がどうしても市街化にできなかった。地権者の皆さんもそれは言い分もあります。いろいろあります。時の首長さん、町長さんが、やっぱり最後は首長さんですもんね。首長さんの判断一つですから。そういうことで、どうしても二の足、三の足を踏んでしまっただけでこういう状況になった。それで、今度やろうと思うと、もう今はっきり言って南のほうも点々と住宅が建っちゃって、非常にやりにくい状況になっ

ているのも事実だと思います。だけど、これ、誰かがやっぱりやってもらわないかんです。

町長も、先日の新聞でも出ておりましたとおり、今度5期目になるのかな、出馬表明をされました。もうこれで4期16年、今度17年目に入るのかな、そうすると。最初、議員になられたのは僕と一緒に、平成7年になられて、それから町長さん、もう15年、16年、ベテランですよ。この周辺の首長さんの中でも蟹江町が一番古くなつたんじゃないですか。そういう立場にみえる町長さんです。力もあります。だったら、JRでやり切ったあの力を近鉄にも向けていただきたいんです。

それで、今、第5次ですね、これは町長から今ご苦勞を聞かせていただいたんですけども、大変ですよ。10年先のことなんか誰も分かんですよ。ただ、そこの中にきちっと近鉄蟹江駅の橋上化をやりますと。そこまでは書けんかもしれんですけども、もうちょっと前向きな言葉が、まだ僕らの手には冊子は来とらんですから、大体できているとは思うんですけども、はっきりとした、南を市街化にして橋上駅にしますというような言葉が一言欲しいわけです、私から言えば。

それで、先ほどもまちづくりのほうからございました、民間というか、個人的という、どういう形になるか知らんですけども、舟入地区とか海門地区で市街化についていろいろ勉強会をやっていただいております団体さんがおみえになると思うんです。僕も、ちょうどその中に同級生がおみえになったもんですから、その方からお話をちょっと聞かせていただいたんですけども、一生懸命、市街化に向けて頑張っておみえになります。アンケートも取って、1軒ずつ回って90%近い回答をいただいてきておる。ただ送るだけじゃない。きちっと手配りで話をして、きちっとそれなりの数字をもらってきておるわけです。やっぱり地権者にしてみれば、なかなか手放すのが難しいようなことも言われているようです。けども、地権者じゃないほかの人たちの7割、8割の方は、やっぱり早く市街化にしていきたいと、南口に改札が欲しいということを書いてみます。

このお話を聞いた中で一つ私、気になることがありますして、名古屋市の市バスがすぐ南陽のところまで来ておるわけですね。南口を開けることによって、名古屋市の市バスを蟹江駅まで引っ張ってこようというような動きというか、そういうような考えの方がみえて、僕、お話を聞かせてもらったんですけども、なるほどなど。今、うちの議会の中でも名古屋市と合併をしたいということで一生懸命頑張ってみえる議員さんもおみえですけども、少しずつそういう名古屋市とのうまく関わりを持っていくというのも一つの、合併まではいかんかもしれんですけども、今はやりといたしますか、先ほどもお話が出ておるとおり広域の話が出ておるわけです。今、市町村は、少子高齢化もあると思いますけれども、やっぱりだんだん体力的にも弱ってきておると思うんです。そういうことになると、やっぱり広域でやっていかなあかんという形になってくる。

その一つとして、名古屋市の、すぐ近くまで市バスが来とるわけです。だったら、その市

バスを蟹江駅まで引っ張ってくるということで、まただいぶ、舟入地区の方の動線が変わってくるような気がするわけです。そういうことはお考えになったことがあるのかお聞かせ願います。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいま名古屋の市バスということでお話をいただきました。私のほうからご答弁申し上げます。

町として、今、名古屋の市営バスをこちらのほうに引いていただこうということでの計画は立てておりません。ただ、今、言及いただきましたとおり、名古屋市さんでは、今、南陽地区において市営バスを近鉄蟹江駅の南側のほうに接続したいというご意向が高まっているという状況は十分に把握しております。当方としましても、交通局さんはじめ、総務局、住宅都市局、様々な部局に名古屋さん関わってまいりますので、それぞれの部局との今、対話をしつつあるという状況でございます。

まだ正式に、つなぎたいのでどうのこうのという話は名古屋市さんからはいただいておりませんが、待っていることなく、状況の把握ということでこちらからも連絡を取らせていただき、状況を承知しながらしっかりと調整できることはしていく、向き合っていきたいという気持ちは持っておりますということでご答弁申し上げます。

○6番 黒川勝好君

やっぱりそういう流れはあるみたいですね。市バスを入れたいという流れはあると思います。

それで、今の市街化にするに当たって、今、佐藤議員が富吉の南を一生懸命やってみえますね。それで、あそこはもう市街化ということでいらっしゃるわけですがけれども、市街化の仕方もいろいろあるようなんですね。というのは、蟹江町が全部、道を造ってあげて、市街化にするに当たってですよ、組合方式とかいろんな方式があると思うんですけども、造ってあげて、それでやっていくというやり方もあるんですけども、大きな開発業者があると思いますけれども、そういうところに、ここからここまで市街化にするからお願いしますという形で、そういうやり方もあるように、僕もちょっと言葉があまり上手じゃないもんですからあれですけども、開発業者、例えばここは近鉄ですから近鉄不動産という大きな開発業者がある。近鉄不動産に限ったことじゃないと思いますけれども、商圈としてあそこに、市街化にしてそういう大きな業者にやらせるというやり方、手法ですね、そういうことは蟹江町としては考えはないわけですか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

現在のところ、最初のほうの答弁でもさせていただいたとおり、町としては区画整理事業というような形で考えておまして、実際、近鉄の南地区についてそういったお話を持ったことも現在としてはございません。

参考までにという話にはなるんですが、現在、区画整理事業の実施に向けて進めている富吉の南地区ですね。この地区について、事業の運営方式の一つとして、ゼネコンなどの民間事業者の力を活用するという業務代行方式といったものの導入の可能性について、実績のある事業者に対して、先日、ヒアリングを行いました。結果としましては、富吉駅の南地区につきましては、名古屋駅まで電車で15分ぐらいで行けるということで富吉駅に近くて、また、国道1号をはじめとする道路網も整備されているということで、立地条件がいい地区であるという評価をいただいております。

一方で、海拔ゼロメートル地帯であるがための水害リスクの懸念ですとか、あとは、地区内に住宅や工場などかなり建てつけが多いという点でデメリットがあるというご指摘をいただきました。

蟹江駅の南地区についても、もしそういうお話を伺う機会があればそういったご意見はあるのかなとは思いますが、業者の方からもし提案があるようでありましたら、話を伺って、事業を進める上で参考にさせていただけたらと思います。

○6番 黒川勝好君

業者から提案があるとかそういうんじゃないくて、こちらから業者に持ちかけるというか、話をするというやり方のほうがいいんじゃないですか。皆さん、やっぱり市街化になると土地を持ってみえる方というのは当然減歩、減らされると。それで、値段が上がってしまうとかかってくる固定資産税が上がってしまうということでいろいろ聞くんですけども、そうじゃなくて、ほかにそういう今の開発業者を入れて、確かに蟹江町は地盤が低いもんですから、そういう面でマイナス、不動産屋さんもおみえになるからあれですけども、マイナス面は多いと思います。けども、開発業者に一気にバーンと、普通の建物じゃなくて何階建てだという大きな建物を建てて上手にやれば、地主さんたちだってもうちょっと理解をしていただけるような僕は気がするんですね。

普通の今までどおりのJRの北でやったようなああいう仕切りのやり方をすると、それはやっぱり地権者の方もなかなか難しいと思います。あそこはもともと、地権者はおるんですけども、家が少なかったからまだやりやすかったと思うんですけども、近鉄蟹江駅なんか、特にもうああいう状況ですからなかなか難しいとは思いますが、一つのやり方として、そういう大きな不動産屋さんにお任せをして、それで進めていくというやり方は僕は一遍検討してもいいと思うし、向こうから来ることを待ったって、そんなのは話が進みませんよ。誰だって面倒くさいことはやりたくないし、蟹江町から、やっぱりこっちから話しかけていって、近鉄さん、自分ところのグループですから、駅の話だってもうちょっと前へ進んでいくんじゃないかなと私は思ってるんですけども、いかがですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうからご答弁させていただきます。

今の現段階では、近鉄蟹江駅南地区は、整備の手法についてまだ検討をしている段階でございまして、今後、まちづくりを進める中で、地元の方々としてもそういう開発業者の整備を望むような結果となれば、町のほうとしても、企業にヒアリングを行うなど実施をしまして、その企業などから需要があるようであれば、地元行政、意向は確認しながら慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

すみません、指名もなくして手を挙げました。

近鉄駅の開発についてはもう黒川議員と一緒にあります。ここまでやってこられたのも本当に皆さんの協力のおかげであります。まだまだ十分足りないという声はたくさん聞いてございます。地下道があるからいいじゃないかと言われた方もございます。でも、そうではなくて、やっぱり近鉄南の一等地でありますので、ああいうところにそういう何かがあればということは、もう30年来、商工会の青年部をやっているときに、多分、黒川議員も一緒になって考えてくれたんだと思いますが、南側の地区計画を立てた図面も実はあるわけでありまして。ただ、残念ながらそこまでいかなかったのは、やっぱり地域のいろんな事情があったというように私は思っております。

特に鉄道事業者というのは、安心安全が当たり前の業者でありますので、踏切の路盤を替えるだけでも本当にナーバスな作業をされるわけでありまして。もちろん当然であります。そんな中で、近鉄南側の地域が何とか、例えば市街化調整区域のまま地区計画を立ててそこを何かにするだとか、そういう計画が本当に地権者の皆様の中でご同意が得られれば、それはそれでまた前に進めていかなきゃいけないと思っています。市街化区域にするだけ、それだけではもうどうしようもない状況になってしまうのも事実であります。

実際、協働まちづくりモデル事業から始まって、支援事業、そして委託事業に移って、協働で町を何とかしようという、そういう機運が相当、今、高まっているわけでありまして、支援事業の応募に地区の皆さんが参加していただき、皆さんから意見を聞いて、90%以上の方から、ここはこうしたらいいんだ、ああしたらいいんだ、もっと使いたいんだという意見をいただいているのは事実でございます。

いざ開発しようと思うと、先ほど言いましたように減歩の問題、清算金の問題、やっぱりいろんな事情が出てくるわけでありまして、現実、ここの地域、私自身が経験したことを述べますと、町施行でやっぱり40ヘクタールありました。ここがもう30年かかって市街化に編入されているわけでありまして、市街化調整区域のところにお家を建てた人は、多かれ少なかれいろんな事情を抱えて、いろんな条件の中でやられたということを十分聞いてございます。そういうことを前もってお話をしておいて、しっかりとした計画を立てていただければ、私は、一歩でも二歩でも前に進むというふうに思っております。

富吉の南につきましては、先ほどちょっと話をいたしましたけれども、業者に対してサウディングを行いまして、ただ、湿地帯だから非常にあれだわね、でも、非常に優良な土地だよというお墨つきもいただきました。近鉄蟹江駅ならもっとだと思っておりますので、ぜひとも黒川議員、またお力添えいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○6番 黒川勝好君

町長がそこまで言われるなら、もうやっぱり一日も早く取りかかっていたいただきたいですよ、近鉄蟹江駅は。地権者はいろいろあると思いますけれども、民間の団体の方たちが一生懸命、今、地権者の方にもお話をしてお話をしてお話をし、同意を得る形を取ってみえるわけです。そういう人たちともやっぱりきちっと町のほうもお話をし、一緒になって進めていっていただきたいというふうに思います。

何回も言うようですよけれども、JRの蟹江駅が町長の手腕でやり切ってしまったということで、近鉄を利用される方々はみんな思っ取るですよ。次は間違いなく近鉄蟹江駅、すぐやっていたらいいような、そんな話になってきとるですよ、流れは。

また、今日、町長5選の出馬がなければここまで言わなくていいけれども、5選の出馬が先日の新聞にも書いてありました。ということを知ればどうしても、JRをやり切った町長ですから、近鉄だって何の難しいこともないと。今、いろいろ難しいこと、何を動かすのは難しいと。だけど、それをやり切ったじゃないですか、町長は。JRでやり切った、それはみんな町民は見ていますよ。だったら近鉄もやってください。

最後に、近鉄蟹江駅の橋上化と南口に対して町長のお話を聞かせてください。

○町長 横江淳一君

近鉄橋上化につきましては、私どもの考え方だけではなかなか進みづらいものもございませぬ。十分、黒川議員、分かってご質問いただいております。JRのときも橋上化というのは後に出てきたというか、もう我々としてはやるべきがなく、断念せざるを得ないというところまで実は追い込まれました。それは、議会の議事録を見ていただいても明々白々であります。

そんな中で、これから、まだまだ私、出馬表明したわけじゃございませぬ。意思をとということが新聞で書かれたわけでありまして、今、コロナ禍におきまして大変苦しんでみえる方々あるわけでありまして。そちらもやりつつ、当然、インフラの整備はもとより、JRの蟹江駅、そして近鉄蟹江駅の整備は、これはもう不可欠だというふうに私自身も思っています。できるところからしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○6番 黒川勝好君

最後に、平成は終わりました。令和でございます。平成の置き忘れ、必ずや町長の手で取

り戻していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長、まちづくり推進課長の退席と、民生部次長、安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後2時08分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

○議長 安藤洋一君

質問7番 伊藤俊一君の質問「新型コロナ禍に於ける防災対策を問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「新型コロナ禍に於ける防災対策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

11月、12月の初め頃までは気温は本当に暖かくて、異常気象で大変暖冬であったと思います。そんな中で、大きな地震でも来たらどうなるんだろうというようなことを心配しておりました。最近では寒さを感じる季節になり、一安心であるかと思う間もなく、蟹江町においては、コロナの感染者が続出、今日12月14日の新聞報道で62名ということになったわけであり、全国的に多くの感染者が出ている中で、蟹江町として、どのような対策を新たにすべきか考える時期に来ていると思います。

また、防災対策についても、災害は忘れた頃にやっけてまいります。当地域におきましては、亡き吉川博先生、前県会議員の浜田一徳先生方の努力のおかげで排水設備が整い、台風や大雨での水の心配が少なくなり、心配なのは液状化現象であります。液状化対策についてもお聞かせをいただきたい。

また、緊急避難施設整備事業について、NEXCO中日本との進捗状況についてもお聞きをいたしたいと思っております。

最後に、横江町長の来年度に向けての思いを質問いたすことを前段で申し上げまして、質問に入らせていただきます。

1問目の①といたしまして、新型コロナウイルス感染症についてお尋ねいたします。

蟹江町の議員として新型コロナに感染した者はおりませんが、蟹江町役場の職員または来庁された方にはありませんか、お尋ねをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

幸い、今日現在、感染者職員はおりません。来庁時に感染されている方がいらっしゃったかは不明なのですが、感染が判明した場合、保健所指導の下で医療機関につながりますし、また、濃厚接触者とみなされれば健康観察を受け、不要不急の外出を控える等、適切な措置が取られます。

また、先日より庁舎内に非接触の体表面温度を測定いたしますサーマルカメラを設置し、37度5分以上の体温の発熱者の方を瞬間検知することが可能となり、不特定多数の人の出入りのある庁舎内での発症リスクを未然に抑制することができるかと存じます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

庁舎内に非接触体表面温度を測定するサーマルカメラを設置したと答弁がありましたけれども、いつ頃設置されたのか、また、庁舎内に何台設置をされたのかお尋ねいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

本年11月12日、先月の12日木曜日に2台設置いたしました。設置場所は、玄関受付の横とエレベーターの横です。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

これだけコロナ禍の下での出会いの多い庁舎でありますので、こういった対応は有効かと、そんなふうに思っております。

37度以上の発熱を瞬間検知すると。そうしますとアラームが鳴って知らせるということになっているようでありますけれども、このアラームが鳴った場合の対応ですね、これはどのようにされるのかお聞かせください。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

この2台のサーマルカメラ、非常に優れもので、同時に20名の来庁される方を瞬時に、体温、温度を測るところでございます。最大20名、3メートル先までの検知が可能というところでございます。

もし37.5度以上の方がいらっしゃるというところで検知された場合は、お車で来庁された場合は、車のほうにご案内をしまして待機していただくと。各担当のほうにご用件のところをお聞きしまして、車のほうに出向いて直接対応させていただくという体制を組みます。車以外で来庁された方につきましては、ご用件をお聞きしまして、受付付近の別のところの場所に移動いただきましてご待機いただくというところで、そういった形でサーマルカメラの運用基準を導入後に総務のほうで作りまして、その運用基準でもってしっかりと対策していくというところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

こういった対応を速やかにされる、これがこのコロナ禍における最大の行政のやるべきことだと、そんなふうにも思っておるわけでございます。

2つ目でございますけれども、12月14日、今日、コロナの感染者は、蟹江町で62名、飛島で8名、弥富市で60名、愛西市で70名、大治町で46名、あま市で159名、津島市で56名でありますけれども、4市2町1村の人口割合から計算いたしますと蟹江町ほどの位置になるのかお聞きしたいと思うわけでありまして、普通、蟹江はよ、今回62名でほかとあんまりと、人口関係なしに感染者数だけで皆さん物を言ってみえる方が多いんですね。そうすると、やっぱり人口割できちっと皆さんにお知らせをしないとこれは危険だなと。この間まで蟹江町、ワーストワンです。今日時点の人数割でいくとどんなふうになっておりますか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

近隣市町村におきましては、感染者の数こそ差がありますが、今日現在の人口割合に対する感染率は、あま市に次いで本町、蟹江町の場合、0.17%と、飛島村と並んで2番目に高い数値であります。最も低いのは津島市の0.09%です。第3波の今、県も懸命に感染経路を追跡調査していただいておりますが、町内の感染者の方の半数近く、約47%が感染経路が不明という状況であります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

今日現在の感染者と人口割合、これ、佐藤健康推進課長、いろいろと調べていただいておりますが、感染者数だけでは、先ほども申し上げましたけれども、どうしても比較するものが各町村ともないということで、こういった割合を町民の皆さんに見ていただいておりますが、このコロナ禍における一つの大きな対策になるのではないかと、そんなふうに思ひまして、質問をしているわけでございます。

これで蟹江町はワーストワンから外れましたか、あま市とどうですか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

今日の時点で、あま市が0.18%ですので、僅差ではありますが、7自治体中、あま市に次いで、飛島と並び2番目に感染数が高い状況であります。ワーストは、今のところ、うちではございません。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

飛島と蟹江が一緒だね。あま市がワーストワン、飛島が少ない、少ないと思う、数字見ると瞬間的にはそう思いがちでありますけれども、我々蟹江町もあま市に次いで2番目によく

ないということであります。

3つ目の質問でありますけれども、愛知県は、11月19日付で警戒領域から厳重警戒に引き上げ、感染防止対策の徹底を呼びかけている。また、名古屋でも、錦近辺の店舗に対し時短営業の要請をされました。今日現在で蟹江町の感染者は62名であるけれども、今までの対策でよいとお考えをしてみえるのかお伺いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご指摘のとおり、第3波到来の現在の本町の感染者の数は62名でありまして、人口割合からしますと0.17%になりまして、近隣7市町村の中でも2番目に高い数値を示しておりますが、先月11月25日、町の公式ホームページにおきまして、町民の皆様に向けて町長のメッセージを発信しまして、3つの密を避け、マスク着用、手洗い等の基本的な感染防止の徹底や、また、年末年始にかけての懇親会等の場における感染防止対策にも一層取り組んでいただくこと、インフルエンザの同時流行も懸念されます中、換気や保湿による適切な室内環境の維持に努めつつ、体調管理に十分留意していただくこと、万一、発熱等の症状が出たときには、かかりつけ医さんもしくは保健所に電話相談していただくことを呼びかけました。

今後、感染状況に応じまして町民お一人お一人が感染予防に心がけていただけるよう、適時、新しいメッセージを出していきたいと存じます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

我が蟹江町におきましては、早めの対策は、一番最初にそういったサーマルを取り付けたというようなことも一つの早めの対策、対応をされたというふうに思います。やはりこういったときは、後手後手に回ったところ、先手を打ったところの差が大きく出てくると思うわけでございます。先手を打って、コロナ禍をぜひ乗り切っていただきたいと、そのように思います。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

蟹江町といたしましては、町民の皆様のために、今後も感染状況を注視しまして、国や県と連携しまして、感染予防に関する新しい情報は私ども保健センターで、また、財源を伴うようなことは関係部署と相談して、感染症対策に取り組んでいきたいと存じます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

4点目でございます。

今、マスク、手洗い、3密を回避し、ソーシャルディスタンス、これを取るということが言われて、それが常識的になっておりますけれども、洋式トイレの便座の対応について、これは画面でも、言葉でも、新聞紙上にもあまり出ていない。このようなことについて、これは県ですか、国ですか、そういった指導がなされておるのか、また、蟹江町として町民の皆様

さんに指導をしておいでになるのか、これについてお尋ねいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

洋式トイレの便座の対応についてですが、政府の専門家会議によりますと、洋式トイレの蓋を開けたままで汚物を水で流しますと、舞い上がった細菌、ウイルスが個室内に滞留する可能性があることから、蓋を閉めてから流すよう留意点が示されております。町が管理します公共施設におきましても、こういったことからトイレ内への貼り紙を検討したり、また、ホームページ等で広く呼びかけるようにしたいと存じます。

また、学校に関しましては、文部科学省通知の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」というものがございしますが、トイレ使用時の便座の消毒についての規定はございません。しかしながら、今年度内におきまして、便座に腰かける前に便座を除菌します消毒液等をトイレトペーパーに吹きかけるトイレディスペンサー、除菌クリーナーの類ですけれども、これを各学校の洋式トイレに設置する予定であります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

先進的な蟹江町とよく耳にいたしますけれども、こういった便座についての対応、これは、今日も庁舎の洋式トイレのほうをちょっと見ましたけれども、まだまだそのままだけの状態でありました。

政府の専門家会議では、洋式トイレの使用後は当然皆さんも意識して、蓋を閉めてから、用を足すと流すというような形でおられると思うんですけれども、これ、消毒の規定がないということではありますが、便座というのは、この庁舎でも同じでありますけれども、施設や学校、そういったところについては、特に出入りが多い場所におきましてはどうしても濃厚接触をしてしまうと。

以前の洋式でないトイレの場合は、男女問わず、あまり肌を便器に触れないという、そういういい点はあったわけではありますが、幸い蟹江町、幸いなのかどうなのか、積極的に便器を洋式に取り替えたりいろいろ努力をされた。これは、コロナが蔓延しかけてこんなはずではなかったと思われがちでありますけれども、これの対策・対応をいかにしてするか。これ、手洗いしておっても同じことなんだね。トイレ行って、女性なんかは特にそうだと思う。これをちょっと徹底していただけるとありがたいと思うんですけれども、こんなことについてはどのようにお考えになっておるのかお尋ねをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご指摘のとおり、トイレの便座は不特定多数の利用者の方が直接肌を密着させる場所であり、また学識経験者の方からも消毒液に浸した布などで便座を拭くことが推奨されております。濃厚接触の防止のために、トイレディスペンサー、除菌クリーナー等によって便座を除菌することは、感染経路を断つために重要で有効と存じます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

健康推進課長、佐藤課長、育ちがだいぶんよろしいようで、答弁の最後に存じますというように言われて、私との会話はうまくいくかなと。私は、ぞんざいな言葉しか使えませんのでちょっとお許しをいただいて、少しでも課長の言葉に合うような質問をしたいなど、そんなように思っております。

これ、有効だと存じますとおっしゃいました。ならば、直ちに対応をすべきと存じますが、設置する予定はありますか。急いでやらなければ大変な濃厚接触者、多く出て、どなたからどなたが感染をしたかやっぱり分からない。最近、約半分が分からんと言っておりますけれども、どうもこういうことではないかというふうにも思いますので、これは、予算がいろいろついて回るかも分かりませんが、その辺の答弁はやっぱり副町長がよろしいですか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、伊藤俊一議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、洋式トイレのコロナ対策について質問をいただきました。確かに、今、政府の専門家会議では、蓋を閉めてから流すようにとの例示がされていますけれども、洋式トイレのコロナ対策、そういうのを具体的に示されたものはないというふうに考えております。

専門家としては、家庭でできる具体的な予防対策、このまとめの中にトイレの換気をよくすること、そして蓋を閉めて流す、便器や便座、ドアノブなど人のよく触れる場所の消毒をということをおっしゃっております。先ほど健康推進課長が申したように、コロナ対策に必要なものと私も認識をしております。

まずは、近々、国の臨時交付金、これを活用して庁舎の1階のトイレを、ウェットからドライ等含めてコロナ対策で改修を予定しておりますので、まずはそこで導入をしたいと思っております。以後、町の施設、必要数と思われるものを調べさせていただき、順次考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

順次というのはどのくらいの速度でやられますか。

○副町長 河瀬広幸君

今、順次と申しましたのは、まず近々にやる1階のトイレに導入しまして、あとは、政府のほうで第3次の地方創生臨時交付金、この活用策を地方自治体に投げかけておりますので、そんな中で併せて整備していきたいと考えております。

○7番 伊藤俊一君

それを待ってしかやらないということですか。

○副町長 河瀬広幸君

至急ということはよく分かりますが、ただ、残念ながら予算の関係がございますので、近々、国のほうからそういう例示がありますので、早速、その予算の資金として財源を活用しながら、このトイレ対応を含めてまたしっかりと皆さんにお示しし、やっていきたいというように考えております。よろしくお願ひいたします。

○7番 伊藤俊一君

分からんわけでもないけれども、そこでぼやが発生しとる、いや、ちょっと水道代が払ってないで火が消せんというようなことにならんように、至急にやっていただきたい。

そして、特に今は小中学校でそういった問題があまり出ておりません。しかし、出る前にこの対策はやっていただけるとありがたいなと、そんなふうに思いますけれども、教育委員会のほうからご答弁を、次長に。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではお答えさせていただきます。併せて、近隣の状況なんかもお答弁させていただきますと思います。

トイレディスプレイにつきまして、近隣の市町村の学校における設置状況について、確認、問い合わせをさせていただきました。新築ですとか改築工事などを行った際に一部の学校で設置されたところはありませんでしたが、そのほかにはありませんでした。今回、新型コロナウイルス感染症の防止を理由として、新たに設置する予定の教育委員会もございませんでした。

蟹江町の小中学校におきましては、学戸小学校に4カ所設置されておりますが、ほかの学校にはございません。先ほどからの繰り返しになりますが、今年度内に職員トイレを含む全洋式トイレ約170カ所になりますが、設置できるように努めていきたいと思ひます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

170カ所かね。これは、今年度中という言い方になるかも分からんけれども、何かそういった大がかりなことじゃなくて、トイレ入ったところに消毒液なりティッシュなり、拭く物を置くと。

やっぱりそういうことはどうだね、普通、そういう答弁をしたら、教育長でも副町長や町長、そういった関係の方々が、いや、それではまずいぞと。今年度中いうと何カ月待つとるの。これは、先ほど同期の黒川議員がいろいろ言ってみえたあれと一緒にことなんだわね。議員にする答弁はもう少しきちっと、計画のあるような形の答弁をしていただかん。

それは、JRの駅前開発、何とか橋上駅はできたけれども、南側の開発がいつになるの。聞いとったら5年やら7年だという話だったけれども、次に私が今度代わって質問をせないかん。そんなにかかるとってはせつかくの26億幾ら予算をかけてやったかいがない。それと、ついでだけでも、今須成線にしてもそうだ。いいかげんな答弁ばかりしとってはあか

ん。次はきちっと答弁のできるように計画を持って、ぜひ町長、今のうちに皆さんに周知していただきたい、そんなふうに思います。

教育長、そういうことですからよく相談していただいて、やっぱり子供を守ったらなあかん。子供が感染して家へ帰ったら、みんな、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、全部かかって、最近、家庭で感染者が増えとるその理由がはっきりせんというの。こういうことが原因ではないかと、そんなことを真剣に考えた末にこういった答弁を……

(発言する声あり)

いやいや、いい。時間が、ほかをやれんようになってしまうから、肝腎なこと。ありがとう。ちゃんとお願いをしておきます。要望じゃないよ、ちゃんとやってもらわなあかん。

それで、2問目の質問に入りますけれども、防災対策についてのお尋ねをいたします。

町内に避難所の数は22カ所と聞いております。学区ごとの収容人員と学区ごとの人口を教えてくださいいただけますか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、学区ごとの人口と避難所の収容人員についてお答えをいたします。

収容人員は、指定避難所として国・県に報告しております、長期滞在の基準であります1人3平米で計算をしますと、蟹江小学校区が人口1万2,370人、収容者数1,514人、比率は12.2%、舟入小学校区、1,793人、収容者数228人、12.7%、須西小学校区、6,803人、収容者数805人、11.8%、新蟹江小学校区、7,731人、収容者数530人、6.9%、学戸小学校区、8,786人、収容者数1,008人、11.5%、合計で人口が3万7,483人、収容者数4,085人、比率としまして10.9%でございます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

このコロナ禍での収容者と人口の比率を教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、コロナ禍対策として長期避難1人4平米で計算をいたしますと、収容者数が3,063人、比率は8.2%となります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

蟹江町は、行政だけの協定じゃなくて、民間企業や他の施設と協定をどれほど結んでおられるのか教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

民間企業との協定についてお答えをいたします。

蟹江町と避難所・避難場所として協定を締結させていただいている施設は13カ所、町内会

と協定を締結させていただいている施設は11カ所、24施設でございます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

避難所として使用のできる民間施設を加えると収容者数はどんな比率になりますか。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所として利用できる民間施設の収容者数及び比率につきましては、合計で627人、収容者の比率は全体で12.6%となります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

避難所に行けない地域も当然出てくると思いますが、その地域についてどのように指導をしておいでになるのかお尋ねいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所へ行けない地域もしくは行けない場合の対策についてお答えをいたします。

避難所に行くことができない場合には、自宅等での屋内安全確保が可能な場合は在宅避難、地域の公民館への避難、知人・親戚宅等への避難をお考えいただきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

コロナ禍での避難所での対応策は、こういったことはどのようにお考えになっておるでしょうか、お尋ねいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

コロナ禍での避難所対策についてお答えをいたします。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、まず、被害想定をよく確認していただいた上で、自宅のみならず知人・親戚等宅を含めた在宅避難を推奨することにより、避難所での3密解消、感染防止を図ります。

各指定避難所での対応としましては、受付前の検温、質問による体調不良者、濃厚接触者の選別、問診票の記入により、体調不良者または感染症を発症した可能性がある避難者につきましては、医療機関への受診を勧め、担当課経由で保健所に対応を確認するとともに専用区画が割り当てられ、トイレ等も別にする事となります。また、マスク、消毒、職員等には加えてフェースシールド、手袋等により感染防止に努める考えです。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

各町内会に対し、コロナ禍での避難所での対応は先ほど答弁をされましたけれども、その辺がきちっと周知されておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

町内会に対しましての周知につきましては、通常ですと訓練でありますとか防災学習会を通じまして周知をさせていただきますが、現在は感染症の影響により、今月1日に須西小学校PTAがウェブ配信を主とした避難所運営に関する学習会を実施したのみとなっております。感染症対策に関するマニュアルを蟹江町のホームページに公開をいたしておりますが、指定避難所にも配置して対応する考えであります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

液状化により避難できない場合の対策について、これは本当に難しい対応策だと思いますけれども、何かご答弁いただければありがたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、液状化により避難ができない場合の対策についてお答えをいたします。

液状化によりまして避難できない場合は、自宅等における屋内安全確保による在宅避難が最も適切な対策であると考えます。そのため、防災学習会等を通じまして、生活必需品の備蓄だけではなく、必要であれば自宅の耐震診断・耐震化、室内の家具固定、津波基準水位の確認等をお願いいたしております。

また、自宅での屋内安全確保ができない場合には、安全な経路があれば知人・親戚、地域の公民館等への避難をお願いしたいと考えます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

6つ目の質問です。

コロナ禍における防災対策のお尋ねを今までしてまいりました。随分前から、救急車出動、そのときに消防車を同時に出動していることが多くあると感じております。どうしてあれ、2台走っていくんだというようなことをよく耳にしておりましたけれども、今日の機会にお聞きをしたい。コロナ禍での対策として、救急車の出動に消防車が同時に出動する必要があるのか、理由を分かりやすく町民に向けて説明をお願いいたします。

○消防長 山田 靖君

救急車の出動時に消防車も同時に出動する理由についてお答えをさせていただきます。

救急出動時に消防車が同時出動し、連携して救急活動することを平成13年から実施しております。患者の救出・救護処置を迅速かつ確実に行うため、重症な方に対して、多くの救急の資器材を必要とする高度な救命処置を救急救命士が行う場合の補助をする隊員の増員、階段・通路などが狭いため患者の搬送が救急隊だけでは困難な場合、また、幹線道路など交通量の多い危険を伴う交通事故現場で負傷者や救急隊員の安全確保が必要な場合などに消防車も出動をしており、これらは大変重要な活動であり、全国的に実施されております。

この取り組みにおきましては、コロナ禍であっても変わりなく実施しております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

7つ目でありますけれども、前段で申し上げましたけれども、数年前より名阪自動車道を利用した緊急避難施設として整備事業ができないのかと議論がありました。須成地区川西上の古田硝子の北側、ここに名阪自動車道への階段を造り、避難をする計画がありましたね。そういった計画がある中、すぐに近くの蟹江インターがあるので、余分な費用をかけずに済む方法があるのではないかと。NEXCO中日本の担当者と毎年、横江町長が議会で答弁をしておいでになったということは、毎年、そういった交渉をしながら、緊急避難所に対して関心を持ってお話をされておったというようなことでありました。その後の進捗状況をお聞かせください。簡単でいいです、ちょっと時間がなくなってきましたので。

○安心安全課長 高塚克己君

NEXCO中日本との進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

蟹江インターチェンジの東の交差点の南西部の盛土部分に避難スペースを整備する計画でしたが、平成28年8月29日に中日本と協定を締結したことによって各種の資料の提供を受け、コンサルタント会社も含めて検討を開始しました。当初は120万円程度での設置を計画しておりましたが、設計段階で、調査費1,000万円以上、設置には1億数千万円かかるとの見積りが出されました。

こういった間に、中部第一輸送さんが倉庫を緊急避難場所として開放、町内会が避難協定を締結、また、観光交流センターが完成いたしまして指定緊急避難場所とされました。これらの現状から現在は検討を保留しております。

高速道路の道路面への避難協定につきましては、蟹江町のみならず、東京都をはじめ様々な自治体、国交相の協議会等が検討しましたが、現時点では道路法の制約により締結できないということでもあります。しかしながら、災害発生時、命を守るために緊急避難としての道路面への避難は否定できないものと考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

これは、否定ができないという答弁でありましたけれども、緊急時は蟹江インターから中に入っていいというふうに理解をしてよろしいですか。本来、高速道路、もうそういった緊急時のときはストップしていますね。ストップした状態のときにはオーケーだという理解でよろしいですか。

○安心安全課長 高塚克己君

蟹江町を含めまして、各自治体が、緊急時に高速道路が通行止めでもございまして、協定等を結んで高速道路の道路上を使用するという事は不可能だと考えておりますが、一般住

民の方が緊急避難的にそういう形を取ることは否定できないという、そういった考えでございます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

それはややこしいね。協定結ばないかんわな。それは勝手に行っちゃおうと、行政は責任ないよという言い方になるね。そうですか。

○安心安全課長 高塚克己君

積極的に推奨はできませんけれども、中には高速道路上に避難される方もおみえではないかと、そういった考えで、それをあくまで絶対に否定するということではございません。町の方針といたしましては、近隣にあります民間の企業さんと緊急避難場所等々の協定を今後も結びまして、多くの方が避難できるように対応をしたいと考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

最後になりますけれども、横江町長にお尋ねをいたします。

私は、平成7年に蟹江町議会議員として当選をさせていただきました。この議場に、先ほど一般質問されました平成7年組、黒川勝好議員が同じであります。横江町長、伊藤俊一、黒川勝好、この3人、もう平成7年組は3人になった。その中で、横江町長は議員から町長に。町長をやられてどうですか。町議会議員が10年で16年、今度、3月になると町長選挙、これについて、中日新聞に出ておりました。腹を固めたようだ、今日の一般質問で正式に表明されるであろうというようなことでありましたけれども、時間も1分を切ってまいりましたので、簡単にあと質問いたしますけれども、この5選に向けて町長は立候補を決意されたのでしょうか、お伺いいたします。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

偶然ではありますがけれども、先ほど黒川議員のほうからも同期で議員をとというような話がありました。第3次総合計画の途中で就任し、「かわ ひと まち 表情豊かないきいき小都市（こまち）」、前佐藤篤松町長が挙げたスローガンでありました。そんな中で、水郷蟹江のよさ、水郷蟹江の川の怖さ、これは、蟹江町で生まれ育った私にとっては非常に厳しい状況の中での町長スタートであったというふうに思っております。

平成7年4月に、今言われましたように、伊藤議員、黒川議員と一緒に議会議員として、あの当時は24名ぐらい議員がおったわけでありましてけれども、丁々発止、そして是々非々、たまには激論を戦わせたことも、本当につい最近のここのように思っております。そんな中で、この蟹江町をしっかりと支え進めることができたのは、私だけの力ではなくて、ここにおみえになります議員の皆様、そして職員、町民の皆様だというふうに考えてございます。

過日、一部新聞紙上に腹を固めたというような記事がございました。もちろん、そのときは別の取材でおみえになっていて、今までの経緯・経過を話した中で、多分、そのように記者の方が感じられたのではないのかな。ただ、今、このコロナ禍において大変厳しい財政状況、来年度も続くわけであります。確かに、4期16年、5期という多分長い、多選という言葉が絶対出てくるわけであります。しかしながら、そういう多選と言われる一方、長い間かけなきゃいけない、先ほどの鉄道事業、そして今後あるであろう区画整理事業の進捗も含めて、何度も言いますが、私独りだけでは蟹江町を発展させるわけにはいきません。ただ、方向性をしっかりとつけていく必要があるのではないのかな、そんな責任感を今でもしっかりと持っております。

私の座右の銘は有言実行であります。多分、自分にプレッシャーをかけないと前へ進めないタイプの人間なのかも分かりません。今、同期の伊藤議員から何かちょっと背中を押されたような、そんな気持ちであります。私といたしましては、どこまで行っても町民の皆さんの負託が必要であります。皆様方にしっかりと背中を押して頑張れと言っていただき、力強い応援をいただける、それを信じて、5期目のスタートをできればさせていただきたいなど、こんなことを今ここで決意させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

（「頑張れ」の声あり）

○7番 伊藤俊一君

もう一言だけ。

先ほどは、同僚議員の戸谷裕治議員が立候補するというのをこの席で言われました。それについても受けて立っていただいて、やはり蟹江町がいいところだと、住んでよかったと、私はいつもそのように申し上げておりますけれども、住んでよかった蟹江町と言っていただけるように、立候補される皆さん方は頑張ってください。コロナ禍であります。十分にお気をつけて頑張ってくださいことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

○議長 安藤洋一君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで、民生部次長、安心安全課長の退席と、政策推進室次長、総務部次長、総務課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

（午後3時04分）

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時25分）

○議長 安藤洋一君

質問8番 中村英子さんの「来年度予算について」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

来年度予算とそれに関係することにつきまして質問いたしますので、お願いいたします。

まず、1点目ですが、本年は新型コロナウイルス感染症の発生ということで、思いがけない状況が起きた年となりました。これによりまして、まず本年度の当町の予算ですけれども、その予算が中身的には変わってきているというふうに思っております。どのような影響が本年度の予算にあったのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問がございました今年度の予算のところでございます。

今年度の予算につきましては、コロナの影響でやむを得ず実施を見送った事業が多々ございますが、例年1月に不用額の調査を実施しておるところでございますので、現在のところ、正確な数値は持ち合わせてございませんが、町民まつりをはじめとするイベントや各種大会が未執行になったところの主な事業でございます。

また、公共事業等につきましては、現在のところ、未執行はございません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

通告書にも書いてあったと思うんですが、この新型コロナウイルスの発生によって、予防とか、それからまた支援とかいろんな補正を組んできたかと思えます。その補正のほとんどは国とか県とかの財源のものですけれども、町が独自にこれについても出している部分があると思うんですが、その辺の、出した部分の大体ざっくりとした総額というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問がございましたコロナウイルス感染症対策経費というところでございます。

今年度につきましては、これまでに新型コロナウイルス感染症対策を中心に、複数回、補正予算を計上させていただいております。この感染症対策経費には、一部、国の地方創生臨時交付金や県支出金をはじめとする財政措置が講じられ、本町においても独自に財源を確保してまいりました。感染症対策に係る概算の額といたしましては、国の制度に基づき実施した特別定額給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業を除いて、約4億7,000万円を計上させていただいております。そのうち、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金が3億5,400万円、県支出金が7,000万円を見込んでおり、その差額となります4,600万円を一般財源のところで対応させていただいております。

また、この局面をオール蟹江で早期に乗り越えるために、町独自に4つの柱といたしまし

て、感染防止、子育て世帯への支援、小中学校の教育環境の整備、事業者の支援への取り組みを実施し、実情に応じた課題に対応させていただいております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今のご答弁でありましたが、結局、町独自の懐、お財布から出ていったものというのは4,600万円ぐらい、まだ決算していませんので大ざっぱな話ですけれども、4,600万円ぐらいというお話だったかと思います。

また、各種のイベント等が中止になりました。それによりまして歳出の面も変わっているんですが、それは恐らく、まだ年度途中ですけれども、1年間ざっくりすれば、ここも1,000万円か2,000万円かは分かりませんが、そのあたりの不執行というものが発生しているのではないかなというふうに思います。

差し引きいたしますと、じゃ、町が一体この新型コロナウイルス感染症に伴って、町だけの痛み、財政上のだけですけれども、財政上だけの町の痛みというのを考えますと、恐らく3,000万円ぐらいになるんでしょうか。差し引きです、不執行がありますので。ですから、その不執行の分を引かなくても4,600万円ぐらい町が出していると。大したという言い方は悪いんですけれども、思ったよりはダメージは少なかったかなと、そんなふうなイメージであります。

そこで、来年度の予算なんですが、この来年度の予算が、税金が減少になるということは誰でも予想するところですが、それで、大変にこの税金見込みというのは難しいというふうに思います。ですが、実際問題、予算は組んでいかなきゃいけないわけで、来年度の税金、また予算規模というようなものは、年末からやっていくわけですので、大体どのように想定してみえるのかお伺いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました税金減の規模についてお答えをさせていただきます。

税金につきましては、ここ数年、堅調に推移してきましたが、議員がおっしゃるように、新型コロナ禍によって来年度の税金は大幅な減収が予想されます。現時点では数字でお示しすることはできませんが、前年比で数億円規模の減収になると思われれます。

以上です。

○9番 中村英子君

数億円というのはよく分からないんですね、1億円か2億円か分かりません。しかし、この税金の減というのは、大きなダメージに蟹江町にとってはなるのではないかなというふうに思います。今申し上げましたように、これ、組むのは難しいですから、大体、その規模というのはじゃどれぐらいになるんだろう、どれぐらいの規模で予算が組めるんだろうかという、そのような想定というものはできますでしょうか、現時点では。

○総務課長 戸谷政司君

ただいまご質問がございました来年度の予算規模と来年度の事業への影響というところでご答弁させていただきたいと思います。

現在、コロナウイルスの影響によりまして生活様式が一変するとともに、経済状況の悪化に伴う町税等の大幅な減収が見込まれるなど、本町の財政状況は極めて厳しく、大きな危機であるというところは認識しております。

また、新型コロナウイルスがいまだ終息が見通せないような状況から、当面の緊急対策に加え、将来不測の事態にも早期に備えることが重要であると考えております。財政状況やコスト意識を共有し、全庁一丸となり、引き続き感染症の状況や税収の動向に注視し、事業の見直しや縮小について検討をさせていただきたいと思っております。

現時点で予算規模については、まだちょっと何とも言い難いところはございますので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○9番 中村英子君

来年度予算、難しいですね。もうかなり難しいことになるのではないかと思います。しかし、傾向としては、増えるのではなくて減るほうの厳しさというものをまた直面しなきゃいけないという、そういう状況になるかと思えます。

そこで、その中身の中で、ちょっとだけワクチンについて触れておきたいと思うんですが、このワクチンについてどのような取り扱いなのか。今、国のほうでもはっきり決まったことは分かりませんが、一番町民も関心のあるところでもありますので、今ここにいらっしゃる方の答弁だけでいいんですけども、ワクチンについては、どこでどんなふうに打つことになるのか、どういう取り扱いになるのか、分かっていることだけで、現時点、お話ししていただければと思います。

○民生部長 寺西 孝君

新型コロナウイルスワクチンについて分かる範囲でご答弁させていただきたいと存じます。

現在、新型コロナウイルスワクチンの市町村の役割についてでございますけれども、私たちといたしましては、まず1つ目といたしまして、皆様方へのワクチンの接種に当たって、システム改修を行いまして住民の皆様にご周知をさせていただかなければいけませんので、そのためのクーポン券の印刷でありますとか予診票の発行、そういった面で周知をさせていただく、これが市町村の義務、システム改修と予診票等々の印刷製本・郵送、このあたりが私どもの仕事となります。さらには、接種に当たりましては、医師会、医療機関との委託契約、そして、ワクチンの接種費用の支払いが市町村の役割となってまいります。

それで、ワクチンにつきましては、今現在のところ、3製薬会社でもちまして、おおよそそれぞれ2回の接種が想定をされておるところでございます。ただ、これがいつから始まる

かというのはまだ用意はされておらず、国といたしましては、来年度の前半までに国民の全接種分を確保するという言い方をしておるところでございます。

さらにもう一つは、保管方法が今、皆様方もご承知かと思えますけれども、マイナス75度以上の超低温で保管する設備がどのように増えてくるのか、それは製薬会社ごとで、保管方法も3メーカー異なっている状況でございますけれども、ここもまだちょっと情報が来ておりません。

接種場所でございますけれども、個別接種でいくのか集団接種でいくのかということもまだ明示をされておらず、大量にワクチンを接種となると集団接種という可能性も、現在のところあるというふうに見込んでおまして、不明確なところが大変多くて申し訳ございませんが、今の状況でこんなところをお知らせさせていただきたいと思えます。

以上です。

○9番 中村英子君

情報によりますと、非常にこのワクチンの取り扱いが難しいということが報道されています。それはワクチンの種類にもよりますが、そのような報道がされておりますので、それに対応するものがそれぞれの市町で必要かと思うんですね。そういうものにやっぱり対応して集団で接種するという可能性のほうがやっぱり高いのではないかと思います。個別の病院がそういう特殊な器材を用意して接種していくというのは難しいので、これは、集団で1カ所で接種するというふうになるのではないかと思いますけれども、その辺はどのような感じで、より説明をちょっと答弁いただきたいんですけれども。

○民生部長 寺西 孝君

私どもといたしましては、9月議会で保健センターの空調設備の改修を予算計上させていただいたとおり、集団接種ありきで動いておるところではございます。しかしながら、重なりますけれども、2回接種だというのは大体聞いておりますが、いつから始まり、どこで、どのようにということはまだ分かっていない状況の中で、接種の順番といたしましては、医療機関の方、医療従事者の方、高齢者の方、基礎疾患を持っていらっしゃる方という優先順位は決まっておるところだと思います。

加えまして、先ほどちょっと答弁を忘れましたが、住民の皆様、今、一番懸念を持っていらっしゃるのはワクチンを打った場合の副反応・副作用だと思います。この部分におきまして、健康被害救済制度が国のほうで構築をされておまして、製薬会社に成り代わって国がその賠償責任を果たしていくということが公表されているところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

なかなか難しいですね。簡単にワクチンが来ればいいと喜んでいるというわけでもなくて、対応も難しいし、打つほうの判断も難しいかと思えます。しかし、蟹江町でその集団という

ことを考えると保健センターかなというふうに思うんです。その辺のところ、ほかにちょっと思いつかないので、集団でやれば保健センターかなというふうには思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

この部分につきましては、やはりワクチンの種類によってもちょっと考え方が変わってくるかと思うんですね。マイナス75度保管のディープフリーザーが本当に配備されるのか、その保管ができるのか、もしくは違う製薬メーカーのワクチンが私どもに来るのか、そのところでもちょっと状況は変わってくると思います。

したがって、もしファイザーのマイナス75度保管のものが当町に当たるようなことがありましたら、私どもの保健センターでそれなりのディープフリーザーを購入いたしまして対応していくようなことも考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

来年度の予算のところはちょっと戻らせていただきますが、なかなかこの予算組みは難しいということですが、事業への影響というのは果たして出てくるんだろうかというところが一つポイントだと思うんですね。

それともう一つ、事業への影響と併せて、蟹江町の予算というのは、例年、90から95%が義務的な経費になっていますので、これは、もう事務的に出していかなければいけない経費なんですね。この経費で町の財政が成り立っていると言っても過言ではないんですけれども、その辺に影響が来ると大変これは難しいことにはなりますが、その辺の影響については、予算を組む側としてはどのような認識でいますでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

ただいま義務的な経費等について影響がないかというご質問をいただきました。

こちらにつきましては、例年当初予算編成時におきましては、町税など財源の推計を行うとともに、各事務事業について前年度決算などの基礎となる数値を捕足した上で精査を行い、予算編成方針を策定後、本格的な編成作業を開始することとしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が想定され、町税収入や各種譲与税などの増加が見込めない一方、扶助費や公債費などの義務的経費が増大することも想定されます。

今後、財政構造の硬直化の進展が懸念されるではありますが、しっかりと内容を精査して、必要となる経常経費等につきましては計上し、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

蟹江町は、財政計画というものをしております。36年の単位のものと、あと参考的に42

年、10年後のものまで一応出していますね。これは、JRの蟹江駅の駅舎を造るときに伴って、財政計画をとるという議会側からの要望によって出されました。この財政計画も、私はまた大きな見直しをする必要も出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、コロナは現在進行形ですので、今、目の前のことで一生懸命かとは思いますが、この今の状況は、こういった長期の財政計画に対しても大きな影響を与えるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

では、ご質問の財政計画の見直しの関係で私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど議員おっしゃったように、平成28年1月に臨時の全員協議会を開催させていただき、その場で蟹江町の財政計画というところで、大体5年ぐらいの計画が一般的でございますけれども、当時、JRの蟹江駅の自由通路等の事業もございまして、平成27年度から平成36年度の10年間にわたるところの長期的な計画のほうをお示ししたわけでございますけれども、それで、当時、その計画上の一番構成残高がピークに上がるというのが平成32年度、いわゆる令和2年度が一番ピークになるというところの町債残高の推移をお示ししております。これは、現在、令和2年度でございますけれども、町債残高が100億円のところの、予定どおりというか、その計画どおりのところで推移をしております。現状としてはそうです。

今ご指摘のように、収入、税収のほうも非常にコロナの影響を受け、来年どうなるか分からんという状況でございますので、27年度のときに計画した当時とやっぱり状況は随分変わっておりますので、町税等の歳入のほう、それから歳出のほうもわかりでございますが、また、当時の財政計画から随分日にちもたっておりますので、またちょっと再度試算というか、来年度の歳入歳出予算がほぼ編成をし終わった頃に再度見直しまして、何がしかの形でまたお示しをする方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今、闘っておりますこのコロナの問題は、大変職員の皆さんにも負担のかかっている出来事であります。そして、そのことについて今一生懸命取り組んでいるわけですが、私は、このコロナの後、いわゆるポストコロナということになったらどうなるんだろうと、非常に難しい状況になるのではないかなというふうに今予想しているんです。

町長に伺いますが、このコロナの終息した後というのは、コロナ以前の元に戻るのか、どんなふうになっていくんだろうという、難しい予想ですけども、コロナの後というのをどういうふうに見据えていくんだろうというのが気になるんですね。といいますのも、先ほど町長はこれからの4年間も対応したいというようなお話もありました。実際問題、財政というのは非常に私は変わっていくのではないかな、マイナスのほうに、縮小のほうに変わっていくのではないかなと思う中で、このコロナの後というものに目が向けられている

のか、今、所感があつたらお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

お答え申し上げます。

先ほど財政担当、総務部長のほうから、今の段階ではなかなか歳入が見込めないという話がありました。中村議員も多分同じ考えだと思っております。国の来年度予算のじゃ歳入見込みはどうなんだろうということを考えたときに、確かにいろんな歳出施策はどんどん出ています。国の国土強靱化の政策、これを5年間延ばすだとか、確かにそういうものもしっかり出しながら予算を確保していくというそれぞれの省庁の思惑があるように思うんですが、それでもやっぱり約8兆円から9兆円弱、歳入が不足するんじゃないかということも実は言われております。

今ご質問いただきましたコロナの終息はということなんですが、これは本当に申し訳ございません、私も、1、2年は続くんじゃないのかな、そんな感覚を今持っております。悲観的に思っているわけじゃなくて、先ほどのワクチンのこれからの普及状況にもよりましようし、それから、7月には東京オリンピック2020がございます。少なからず愛知県にもそういうお客さんが来る、そういうことを考えたときに、まず感染対策をどうするんだというほうに多分、予算が向いてしまうんじゃないかと。

蟹江町のようなスモールタウン、3万7、8千人の町でありますので、ある意味、小回りは利くんですけれども、経常収支も今のところはそんなに悪いわけじゃありません。ただ、大きな町ですと経常収支のあれが中に隠れてしまっているということもあります。現実には、東京都の予算がじゃ来年度どうなんだと。それはほかのことですからどっちでもいいんではという話にはなるかも分かりませんが、財調も、1兆数千億円あったのがもうほぼ底をついてしまうんじゃないかと、そんな状況の中での行政運営であります。

当町も、先ほど蟹江町の一般会計から出た金額についてはこんな程度かと中村議員もおっしゃったようではありますが、今後第3次補正の1兆5,000億円にも我々はもう完全に目を向けて、先ほど来いろんな方からご質問いただきました、それに充てていかなければなりません。ですから、まずは今現在をどう乗り切るか、そして来年度は確かに予算も立てなきゃいけませんけれども、再来年度を見通すというのは本当に私どもは厳しい、もう少し時間がかかるんじゃないかなと。実際どれぐらいの歳入があるかということをしつかり見極めた上で、来年、再来年のことも視野に入れていきたいな、こんなことを思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

ちょっと国の全体のことを簡単に見てみたいんですが、国は、コロナの前までは非常に国債を発行しまして借金をしまくっております、膨大なものに今なっておりますよね。そして、あまりにもこれが多過ぎるということで、政府のほうでは財政健全化、健全化というふ

うに言いました。しかし、言っているだけで、掛け声だけで、実際は国債をさらに増やし続けているんですね。ここで、今度はこの新型コロナに直面しまして、新規にまた100兆円も、それ以上もの国債を一気に発行していると、これで国の借金というのは本当に膨れ上がる状態になっております。もう信じられないぐらいの額までになっているわけですね。

そして一方、今もお話あったように、税収というのはどうなるんだろうかということ、これは、国も含めて地方自治体も税収のほうは減っていくでしょうと、そういう状況にあると思います。そしてまた、そこに団塊の世代というものが75歳になってくると非常に医療費や福祉費も増大いたしますと。そして、出生率というのはさらに低下していくというような状況になっています。あまりいい条件というものがないわけですね。このような条件が重なってきますと、コロナの後は、私は、もしかしたら冬の時代になってくるのではないかなと、ますます財政に厳しい状況ができてくるのではないかなと、そんなふうに思われてならないわけです。

今、前にも質問ありましたけれども、蟹江町は、積み残している大型の事業、やらなくてはならない事業というものも多々あります。そしてまた、公共施設も老朽化してきておりますし、福祉費も増加しております。歳出は限りなく膨らんでいく。そして、膨らみを抑えようとすれば事業は先送り、先送り、必要な事業はできてこない。さらには、自治体間の格差というものも発生してくるような状況ではないかなというふうに思うんです。

ですから、本当にこれは楽観できない、注視しなければいけない状況が降りかかってくるのではないかな。小さな町が今までのように単独で維持できるのかどうか改めて問われても仕方がない、おかしくないような状況が生まれてくるのではないかなと、もう私はそこまで今思っているわけです。過去には平成の大合併というのがありました。つまり、一つの小さな市町はやれませんか、一緒になってくださいということが平成の大合併でした。今度、再度、令和の合併が国の事業として推進されるかもしれないなど、そんなふうに思うほど、この財政の厳しさというものは蔓延しているのではないかと。

これは、コロナの後の社会は、今申し上げましたように、国や自治体のみならず、日本社会全体において大きな変化をもたらすものになるような気がしてなりません。ですから、このようなことについてしっかり見据えまして町の運営をしていくという、そういう姿勢が求められているのではないかなと思うんです。そのことを、今現在、コロナと闘っている皆さんに申し上げるのも恐縮ですけれども、しっかりそこは視野を広げて見ていかなければいけないことですよということをまず申し上げたいと思います。

続きまして、今日の前にある、では、コロナの支援策について質問をしていきたいと思えます。

6月議会でも9月議会でも、私、コロナにおける母子家庭の支援というのを言ってきました。これについてどのような状況になっているのかということですが、これは民生部

長をはじめ関係職員の取り組みがあったかと思います。その取り組みがあって、一定の母子世帯の現状把握ができていたのではないかなというふうに思います。

具体的に何をしてくださったかということですが、アンケート調査をしていただいたり、また、とても大事だったことは社会福祉協議会の緊急小口資金の相談窓口との連携ですね、双方が連携することによって、その人たちの生活実態がかなり見えてきているんだなというふうに思っています。生活実態が見えてくると、必要な支援の中身や方法が分かってきますので、必要な方々に必要なものを届けられるのではないかなと思うんですが、そのような生活実態を把握して、何らかの支援が追加されたりして応援することができましたでしょうか、まずそのことをお伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員のほうからひとり親世帯についてのご質問を頂戴いたしました。

私どもといたしましては、社会福祉協議会が現在窓口となっております緊急小口資金等の特例貸付を受けていらっしゃる方、今、約29世帯ほどいらっしゃいますけれども、ひとり親世帯ですね、このうち約10人の方が、前回、国のほうが行いました低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金のさらに5万円の追加給付を受けていらっしゃる。この10人の方が今、非常に深刻な状況にあるものというふうに認識をしておるところでございます。ここにつきましては、さらに現状の把握に努めてまいりたいと思います。

また、現在国のほうで、ひとり親世帯の臨時特例給付金の再支給について、こちらにつきましては国の2次補正と同じ条件で、同じ対象者にもって、12月28日月曜日に県のほうから新たに支給されるというふうに決定しております。やり方としては、前回と同じ対象者、同じ額、お一人目5万円、お二人目以降は3万円という、こういう再給付が決定をいたしまして、年内12月28日にお振り込みをさせていただくように今準備を進めておるところでございます。

この状況を踏まえて、また年明け等にこういった施策が、3次の臨時特例給付金等のことがございましたら、町内でもよく検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

今ちょっと質問は、いろいろ実態を見ていただいたと、本当によかったと思うんですが、そのよかった中で何か手助けすることというのがありましたか、何もありませんか。今まで出してきたものは分かっています。いろんなものを出してきましたので、そういう国の給付、また、町長も2万円母子世帯にやったりとかということで、それは私も分かっておりますが、それは聞いた時点ではあまり母子世帯の実態というものは分からないような状態だったんですけども、いろいろ個々にその困り具合も把握できている部分もあるかなと思うので、そんな中で何か手助けしたり支援したりしたことはありますでしょうかということですか。

○民生部長 寺西 孝君

議員の本日の通告書の中に、食べていけない人を出したらいけないということを書いてくださいました。私たちも同じ思いでございます。本来、生活困窮者の方を支援するために、社会福祉協議会においてセカンドハーベスト名古屋というNPO法人さんですけれども、そういうNPO法人さんと協定を結んで、食料品の提供を行うフードバンク事業を今やっておりますところでございます。11月末現在において、ご利用された方64世帯でございます。このうち、子供さんいらっしゃる世帯が15世帯あるというふうに聞いております。この事業形態といたしましては、あくまでも生活困窮者の自立を助成するという観点でやっております、やり方としては2週間分の食料を3回を限度として支給させていただいておりますという、そういう事業でございます。

加えまして、このコロナ禍でございます。新たな取り組みといたしまして、こちら新しいフードバンク愛知というNPO法人さんに支援をお願いいたしまして、蟹江に代表者の方がいらっしゃる、そういったご縁もございました。生活に困窮いたします子育て世帯を中心に、困ったときに何回でもご利用いただける、そんな支援づくりを目指して、現在お試し期間ではございますけれども、やらせていただいております、よりよい支援の方法についてNPO法人のここにこママネットワークさんも通じてやり方を模索しておりますところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

通告書にも書いてありますように、食べていけない人をつくる、食べていけない子を出すということは、本当にあってはならないことだというふうに思っています。

そこで、そのように2週間分の食料だとかフードバンクの利用とかというようなことで協力とか支援をしていただいて、できる範囲のことですけれどもそれをやっていただいて、コロナ禍でありまして食べられない子はいないと、そういうふうに認識してよろしかったでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

コロナ禍で今、議員もおっしゃっていただきましたように、予算もなかなか来年度も見込めないであろうというところでございます。こういった支援をいただきながら適切に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

先ほどの答弁もありましたけれども、国のほうがまたひとり親世帯に対しまして、第1子5万円ですか、あと第2子3万円ということで再給付するというようなニュースがありまして、そして今、部長が答弁をいたしました、これはちょっとよく分かりませんが、これが12月28日に家庭に届くんですか、家庭に届くようなやり方をしているということなん

でしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

こちらにつきましては、可及的速やかに年内に振り込むという方針がございましたので、やり方といたしましては、国の2次補正と同じ対象者、同じやり方でもって、12月28日月曜日に対象者の方に振り込みをさせていただくように今進んでおるところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

28日、年内にやっていただくといいんですが、子供たちにとっては、クリスマスとかお正月は28日以降ですけれども、クリスマスというのはとても楽しみな日なんですね。ですからできればこれは25日前に、クリスマスに間に合うような形で各家庭にお渡しすることができれば、それはとても喜ばれるのではないかと私は思うんですけれども、クリスマス前にそれを給付するといったことはできませんでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

こちらにつきましては、令和2年12月11日時点で決定したところございまして、愛知県のほうが振り込みをさせていただきます。県としても最短の期間でこの日にちとなったものと思います。ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○9番 中村英子君

町長、ちょっとお話ししたいんですが、クリスマスに間に合うようにということなんですが、12月11日に決定してもう決まっていることでもありますので、別にこの日を待たなくても、町が立て替えてでも25日前には出すことができると思うんです、決まっている額です。町長、ちょっとサンタクロースにでもなったつもりで、これを子供たちとかひとり親家庭に事前に届けて、子供たちやその家庭に喜んでもらったらどうかなと私思うんです。最終日もワクチンの補正というものが何かあるということで聞いておりますので、そこへ、立て替えてでも補正を通して、町長、サンタクロースになってもらって、そういう家庭に25日前に配っていただけると本当に喜ばれるのではないかなと思うんです。そのことをちょっと検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

すみません、私、国から直接来るといふふうに理解をしておったものですから、今、県という答弁でちょっと僕も困惑して、当然、国・県で市町村は通らずに直接行くといふふうには聞いてございました。

そういうルートができるんでしたら本当にありがたいと思うんですが、うちだけじゃないと思いますので、一度ちょっと調べてお答えをしたらどうですか。ちょっと答えを持っておりませんので、今、すみません。やってあげたいですね。

○9番 中村英子君

そんなことで、町長や現場の職員の皆さんの温かい思いが伝わるとと思います。ですから、そういうふうにできたらやっていただきたいと、そういうことをまず申し上げておきます。

さて、社会福祉協議会が使っております緊急小口資金というものを利用している人は、母子世帯やひとり親世帯ではなくて、もう本当に様々な職種の方々、様々な家庭環境の方々が申請や相談に来ておられます。それで、その借り入れがどれぐらいあったのかというのを見てもみますと、11月20日までの申請総額、借り入れの総額ですけれども、これは小口資金と総合支援を含めたものです、両方で約6,400万円ということになっています。この6,400万円というのは本当に大きな数字だと思うんです。

大変お困りの方が多いなと思うんですが、そんな中でいろいろその背景を見てみましたが、その背景の中にちょっと気になる人たちがいるんですが、それが個人事業主というのがあるんですね。個人事業主の方々が生活困窮されて窓口で相談し申請されていると。この方々は個人でご商売をされているんですけれども、この個人事業主さん、おおよそ30名以上、31名というふうになっていますが、このような個人事業主さんの状況を担当課は把握しておりますでしょうか、お伺いします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

事業者の廃業、休業というところでのご答弁ということでは、休業要請の事業者に対しましては、休業協力金、またプレミアム付商品券事業を行いまして、町内事業者への支援を実施してまいりました。また、コロナウイルスの影響により融資が必要な事業者の認定、申請につきましては、速やかな認定書の発行を行ってまいりました。

今後、事業者の廃業につきまして、いつ、どのような状況で廃業をされたのか判断することはなかなか難しく思っております。現在、商工会のほうに確認をさせていただきましたけれども、このコロナによりまして、廃業により会員を脱退されるという事例は聞いてございませんし、また、食品衛生協会のほうにも確認をさせていただき、コロナでの廃業というところは聞いてございません。

今後、町内の事業者の現状把握につきましては、商工会と情報共有に努めてまいりたいと思います。令和3年度についても、国・県の補助事業等の情報を収集しまして、町商工会と連携を密にしながら町内事業者の支援を図っていきたく思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

答弁よく分からないんですが、こういう小口資金、個人事業主が、これだけの数の人たちが利用しているという事実をご存じでしたでしょうか、まず。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

事業者の方がこういった小口資金の調達というところでの把握は、申し訳ございませんが、してございません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

さっきの答弁にあったように、商工会の方々とかいろんなご商売やっている人おられますので、私が思うには、この利用している方はこういった商工会に入っていない方ではないかなと。商工会に入っている方はいろいろ支援を受けていらっしゃると思うし、商工会に入っていない人が蟹江町の事業主の中でも半数ぐらいはいるわけですよ、どこの商工会にも入っていないという人たちが。その人たちではないかなというふうに思うんです。

この人たちは、もちろん国や県の支援もそういうものは当然受けられますので、何とかそれは受けていらっしゃるかと思うんですけれども、しかし生活困窮でこういうふうになってしまっていると。この人たちは、もしかしたら廃業とか倒産とかそういった危機にあるのではないかということが推測されるわけです。ですから、こういう人たちに対してきちんと状況を把握してやるべきことをやるということが、今求められていることではないかなと思うんです。

国の政策も県の政策も、何とかご商売を続けてもらいたいと、そしてまた、それぞれの人々たちを助けようとしているわけですよ。商売を続けて生活をやらしてもらおうと思って、助けようとしていろいろな給付をしたり制度をつくってやっているわけです。ですけどそういうものがあってもこのように困窮されている方がいるとしたら、それはしっかりその辺を把握して、最悪の事態にならないように町として支援をしていくべきではないかと思うんです。ですからまずその実態把握をし、また倒産や廃業の危機にあるとしたら、町として、来年度予算においてでも、補正でもいいですけども、バックアップしていくとそういう体制をつくる必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

中村議員おっしゃいますとおり、商工会のほうに全ての事業者が入って見えるわけではございません。経済センサスによりますと、約1,400ほどの事業者がございまして、町の商工会のほうには800ほどの事業者になってございます。約半分ほどの事業者の方が商工会に入ってみえるんですけども、あとの方につきましては商工会にも入ってございませんし、また、食品衛生協会につきましても全てが全て商工会に入ってみえるわけではございませんので、商工会のほう、商工会に入ってみえない方でもご相談には乗ってくださるということは言うてございますので、先ほども申し上げましたように、現状把握につきましては商工会と情報共有をさせていただきやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

商工会と情報共有するんじゃないの。商工会に入っていない人たちなんです、この人たち。多分入っていないんです。商工会とやるんじゃないの。この窓口とやらなきゃいけない。社

会福祉協議会が開いて相談に来ている、その窓口と連携して実態を把握しなきゃ把握できないと思います。だから、その人たちと連携しながらその状況を把握するというのをしないと、把握できないんじゃないでしょうか。そういう困窮した人がいるということを知らなかったということ自体もまた、ちょっとどうかなと思うんですけども、商工会と連携してもらってもいけません、これは。商工会以外の業者が、今、存続ができるかどうかということ問われているわけですから。

そして今、国もやっぱり、そういう人たちを助けようということでG o T o トラベルやったりG o T o 何かやったりして、何とか業者に生き残ってもらおうということをやっているわけですので、私は数字からしか今見ていないので、その数字の背景にあるものというのは実態はよく分かりませんから、そういうものをやはりきちんと把握して、この方々が町内で商売をやっているのか町外でやっているのか、それは分かりませんが、いずれにしても個人事業主という形でやっている方々に対して、それが継続・維持できるような施策を来年度予算でも補正でもいいですけども入れ込んでいくと、そういうことをしないと助けることにならないのではないかと、そういうふうに思いますので、まずそのことを検討してもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

ご答弁させていただきますが、今まで確かに、商工会に加盟しておる事業主さんしか、ある程度把握ができていなかったというところがありますので、今、議員からいろいろ情報もいただきましたので、社会福祉協議会等の窓口とも情報を連携しながら、お聞きしながら、対応できるところはまた検討させていただいて、できるところから進めていきたいと思えます。

○9番 中村英子君

ぜひそのようにお願いをしたいと思います。空振りであればそれは幸いなことですが、一応そこに目をかけていくという必要があるんじゃないかと思うんです。

それで、今、私は個人事業主のことを言いましたけれども、この緊急小口資金や総合資金の借り入れをしている人たちは単身世帯というのも多いですね。100人ぐらい単身世帯となります。そしてまた、その人たちの職種等もあるんです。ですから、ここにデータが、多分民生部長持っていると思うものですから、そのことは庁内で共有して、今6,400万円ものお金を必要としている人たちに対してやっぱり実態を把握して、しかるべき手を差し伸べると、そのことを来年度予算で、間に合えばですけども、来年度予算でよければですけども、そうでなければ補正でも組み込んで町の支援を示していただきたいなとそういうふうに思います。

一番最初の今年の歳出がどうだったかという質問の中には、4,600万円、コロナのことで歳出しましたという話がありました。4,600万円というのはそれほど大きな負担ではなかつ

たと思うんです。もっと、蟹江町、負担ができる余裕があると思うんです、この部分では。また、しなきゃいけないんですよ。ですからしっかり、今度のコロナで傷ついている、そしてまた生活困窮者に対しましては対応していくと、そういうことを社会福祉協議会のこの相談窓口、受付窓口とタイアップしたり、横に情報を流してしっかり取り組んでいただくと、そういうことをお願いしていきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○町長 横江淳一君

今、それぞれのセクションでご答弁を差し上げました。確かに全体を拾うのは難しいかも分かりません。しかしながら、その4,600万円が多いか少ないかはちょっと置いておきまして、補正予算にもそれだけのお金がかかるわけでありますので、どこからもお金は噴いてきません。そういう意味で、やれるところからと言うとまたそんな言い方とされると思いますので、今、先ほど答弁申し上げました小口資金の中身、ちょっとこれはもう精査する必要があるのかなとそれは思っておりますので、ぜひともまたいろいろお力添えいただければと思っています。

○9番 中村英子君

ぜひ、そういった社会的に今、不利益になった人たちに対して手を差し伸べると、そういうことを反映することも来年の予算の着眼点の一つとして捉えて取り組んでもらいたいと思います。

そしてまた、コロナの後にますます町の行政が先送りされたり、必要な事業ができないという状況が予想される中で、しっかり町の将来をどうしていくのかということを考えながら、予算編成、また行政を執行していただきたい、そのことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時19分)